資料　３－１

第７次

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画（案）

～安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現～
に向けて



令和9年度から令和13年度



新　潟　市

～目次～

第１章　計画策定の趣旨等について・・・

参考資料・・・

第1章　計画策定の趣旨等について

第1　計画策定の趣旨

犯罪を未然に防止して、安心して安全に暮らすことのできる社会を実現することは、市民すべての願いです。

そのためには、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域自ら守る」という考えを基本として、地域・住民・事業者・学校・行政・警察等が連携し、一体となって犯罪の防止に向けた協働活動に取り組んでいく必要があります。

市では、「犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本となる事項等を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現に寄与すること」を目的として、平成19年4月1日に「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（以下「条例」という）」を施行し、犯罪の未然防止に向けた活動を推進してきました。

この「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という）」は条例第8条に規定され、「犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進」を図るために策定するものであり、今回の計画が第7次推進計画となります。

第2　計画の目標

犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現

第3　計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とします。ただし、計画期間の途中でも社会情勢の変化に柔軟に対応し、計画の見直しを図ります。

第2章　新潟市の犯罪の現状

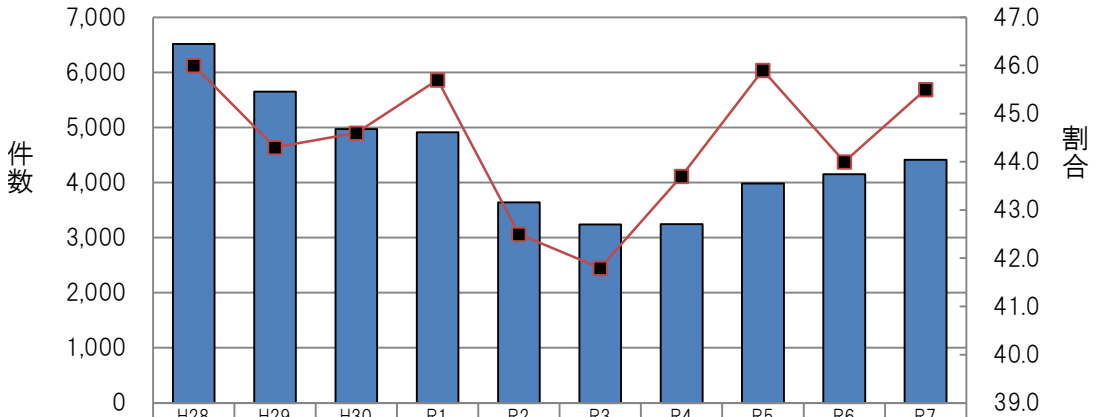
第1　新潟市の犯罪発生状況

本市における刑法犯認知件数※1は、戦後最高の件数を記録した平成15年をピークに平成16年から令和3年の間は減少傾向にありましたが、令和4年からは増加傾向に転じています。

また、県全体の刑法犯認知件数のうち本市の刑法犯認知件数の割合をみると、平成15年には41．6%であったものが、令和7年は45．5%に上昇しています。

※1　刑法犯認知件数～「刑法」（暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。

図1　刑法犯認知件数及び県全体に占める割合推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	6,514	5,647	4,968	4,908	3,638	3,238	3,246	3,979	4,149	4,412
割合(%)	46.0	44.3	44.6	45.7	42.5	41.8	43.7	45.9	44.0	45.5

※2　統計資料である図や表は新潟県警察統計資料に基づき作成（以下同じ）

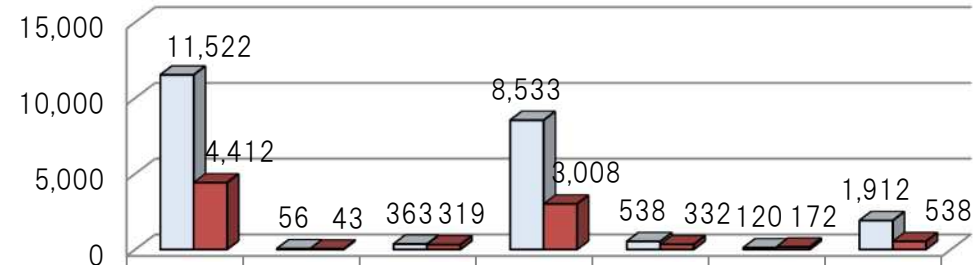
第2　罪種別状況

本市における平成18年（第1次推進計画策定前）と令和7年の刑法犯認知件数を罪種別※3で比較すると、風俗犯以外の罪種は減少しています。

平成18年に全体の74．1%を占めていた窃盗犯は5，525件減少しましたが、未だに全体の68．2%を占めています。

※3　罪種別については、3ページ別表参照

図2　平成18年と令和7年の罪種別対比



	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
H18	11,522	56	363	8,533	538	120	1,912
R7	4,412	43	319	3,008	332	172	538

※3 別表　罪種別別表

包括罪種	罪　　種
凶悪犯	殺人・強盗・放火・不同意性交等
粗暴犯	凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝
窃盗犯	窃盗
知能犯	詐欺・横領・偽造・汚職・背任など
風俗犯	賭博・不同意わいせつ・公然わいせつ・面会要求等・性的姿態撮影等処罰法
その他	上記以外の罪（占有離脱物横領・住居侵入・公務執行妨害・器物損壊など）

※4　風俗犯のうち、「面接要求等」及び「性的姿態撮影等処罰法」については令和5年刑法改正等で新設。

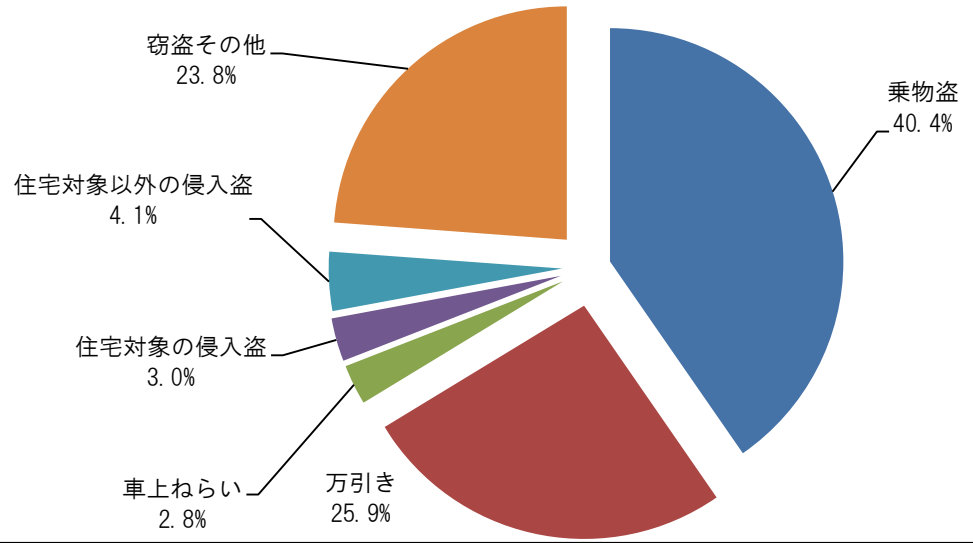
第3　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、全体の68．2%を占めた窃盗犯（3，008件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・1，214件（40．4%）
・万引き・・・780件（25．9%）
・車上ねらい・・・84件（2．8%）
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・90件（3．0%）
※4　空き巣　…　家人が不在の住宅内に侵入し、金品を盗むもの
忍込み　…　夜間、家人の就寝時に住宅内に侵入し、金品を盗むもの
居空き　…　家人が昼寝、食事をしているすきに、住宅内に侵入し、金品を盗むもの
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・123件（4．1%）
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・717件（23．8%）

となっています。

図3　令和7年　本市における窃盗犯の主な手口



第4　地域別状況

令和7年の区ごとの刑法犯認知件数では、東区・中央区・西区の合計件数が本市全体の約68．8%を占めており、人口密集地における犯罪集中が顕著に表れています。

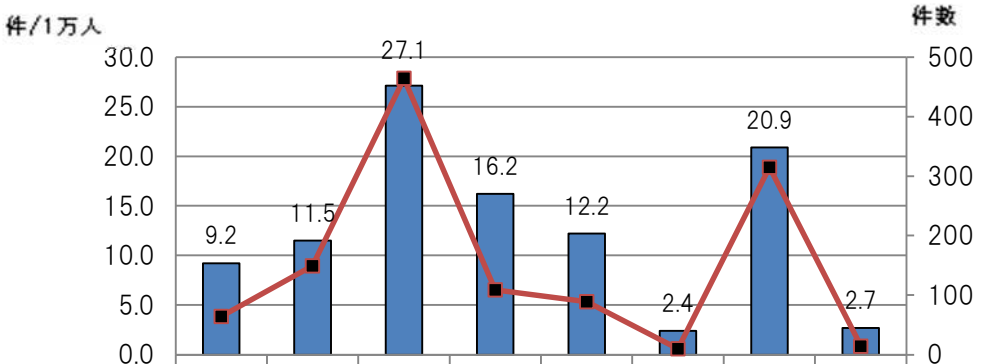
区別刑法犯罪種別認知件数（令和7年）

		北　区	東　区	中央区	江南区	秋葉区	南　区	西　区	西蒲区	合　計
刑法犯総数		316	679	1,530	392	282	200	826	187	**4,412**
	凶　悪　犯	6	6	16	2	4	2	5	2	**43**
	粗　暴　犯	26	50	118	25	6	18	64	12	**319**
	窃　盗　犯	220	496	993	274	198	117	596	114	**3,008**
	知　能　犯	37	45	97	15	23	28	57	30	**332**
	風　俗　犯	4	6	84	34	6	12	14	12	**172**
	そ　の　他	23	76	222	42	45	23	90	17	**538**
各区の発生比率		7.2%	15.4%	33.4%	8.9%	6.4%	4.5%	18.7%	4.2%	100.0%
参考	人口（人）	69,469	129,856	171,442	67,281	73,239	41,641	150,900	51,634	755,462
	人口比率	9.2%	17.2%	22.7%	8.9%	9.7%	5.5%	20.0%	6.8%	100.0%

（各区の人口は，令和7年12月31日現在の住民基本台帳人口を基にしています）

図4　区別の窃盗犯手口別犯罪発生率（人口1万人あたりの発生件数）

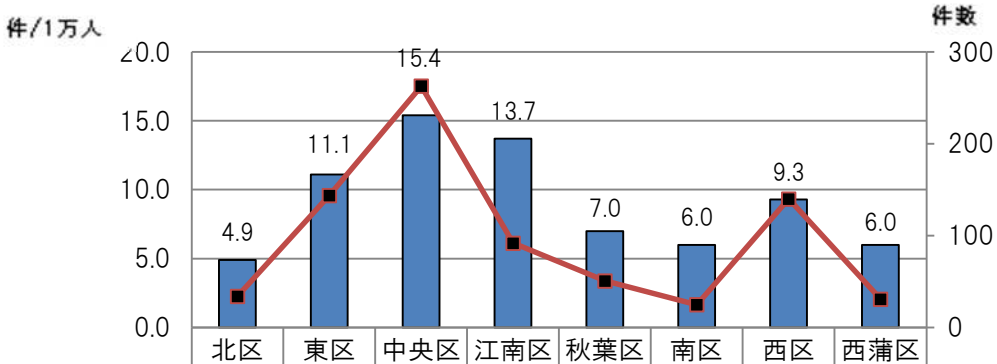
（1） 乗物盗



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
人口1万人当たりの件数	9.2	11.5	27.1	16.2	12.2	2.4	20.9	2.7
乗物盗件数	64	149	464	109	89	10	315	14

・乗物盗は、中央区が最も高い発生率を示しています。

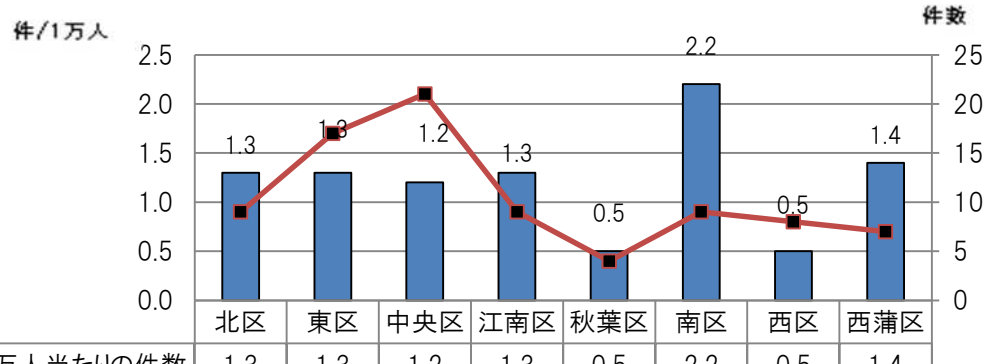
（2） 万引き



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
人口1万人当たりの件数	4.9	11.1	15.4	13.7	7.0	6.0	9.3	6.0
万引き件数	34	144	263	92	51	25	140	31

・万引きは、中央区が最も高い発生率を示しています。

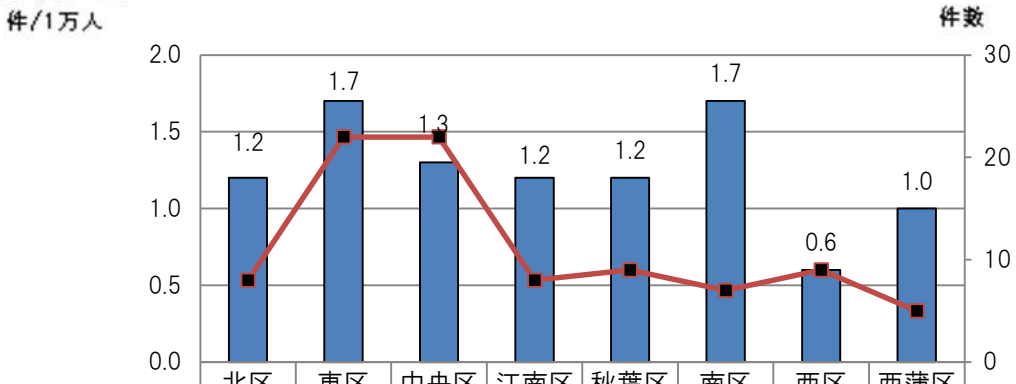
（3） 車上ねらい



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
人口1万人当たりの件数	1.3	1.3	1.2	1.3	0.5	2.2	0.5	1.4
車上ねらい件数	9	17	21	9	4	9	8	7

・車上ねらいは、南区が最も高い発生率を示しています。

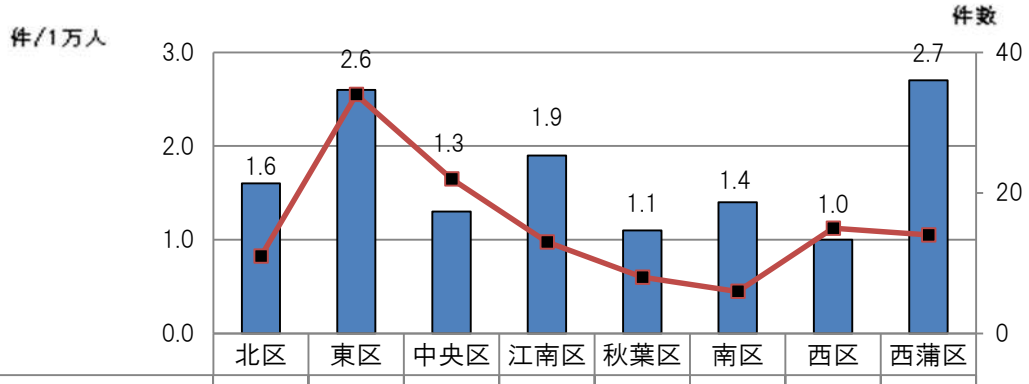
（4） 住宅対象侵入盗



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
人口1万人当たりの件数	1.2	1.7	1.3	1.2	1.2	1.7	0.6	1.0
住宅侵入盗件数	8	22	22	8	9	7	9	5

・住宅対象侵入盗は、東区、南区が最も高い発生率を示しています。

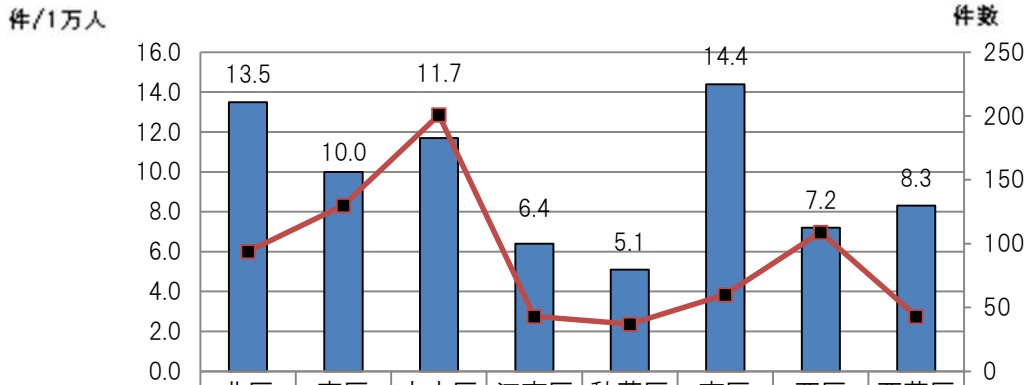
（5） 住宅対象以外の侵入盗



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
人口1万人当たりの件数	1.6	2.6	1.3	1.9	1.1	1.4	1.0	2.7
住宅以外侵入盗件数	11	34	22	13	8	6	15	14

・住宅対象以外の侵入盗は、西蒲区が最も高い発生率を示しています。

（6） 窃盗その他



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
人口1万人当たりの件数	13.5	10.0	11.7	6.4	5.1	14.4	7.2	8.3
窃盗その他件数	94	130	201	43	37	60	109	43

・窃盗その他は、南区が最も高い発生率を示しています。

第5　施錠の状況

1　住宅対象侵入盗の施錠状況

直近5年間の住宅対象侵入盗の平均無施錠率は、空き巣では6割以上、忍込みでは9割以上、居空きでは約7割となっています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	65	36	55.4%	25	23	92.0%	0		
令和６年	79	43	54.4%	69	66	95.7%	6	4	66.7%
令和５年	76	28	36.8%	27	22	81.5%	4	3	75.0%
令和４年	41	36	87.8%	33	33	100.0%	3	3	100.0%
令和３年	55	48	87.3%	60	59	98.3%	6	6	100.0%

2　乗物盗の施錠状況

直近5年間の乗物盗の平均無施錠率は、自動車盗・オートバイ盗は約6割、自転車盗は7割以上となっています。

なお、自動車盗・オートバイ盗は、鍵をつけたままで被害に遭ったものを無施錠として計上しています。

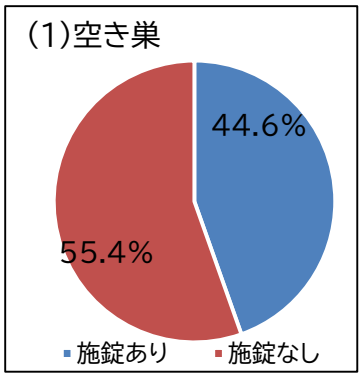
	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	12	7	58.3%	17	10	58.8%	1,185	873	73.7%
令和６年	18	15	83.3%	4	3	75.0%	946	667	70.5%
令和５年	11	7	63.6%	3	2	66.7%	1,036	730	70.5%
令和４年	7	3	42.9%	7	3	42.9%	864	627	72.6%
令和３年	10	5	50.0%	4	2	50.0%	650	455	70.0%

3　車上ねらいの施錠状況

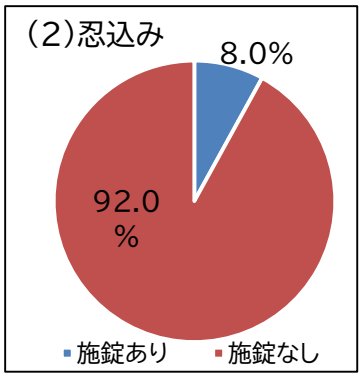
直近5年間の車上ねらいの平均無施錠率は7割以上となっています。

	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	84	71	84.5%
令和６年	80	67	83.8%
令和５年	79	69	87.3%
令和４年	76	53	69.7%
令和３年	134	78	58.2%

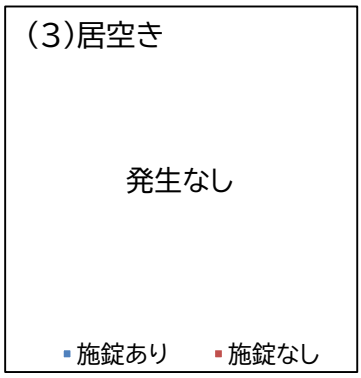
図5　令和7年　施錠状況



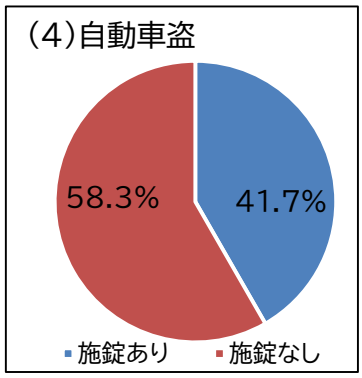
無施錠率　55．4%
（全国平均　44．9%）



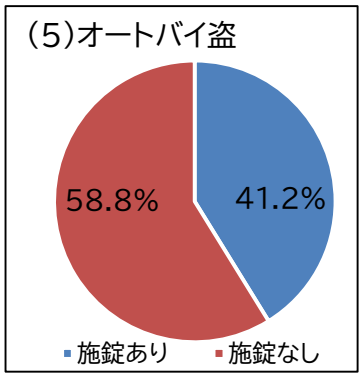
無施錠率　92．0%
（全国平均　59．7%）



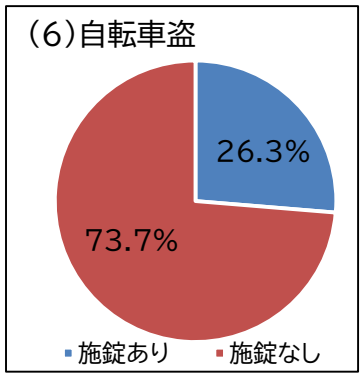
無施錠率　　%
（全国平均　82．6%）



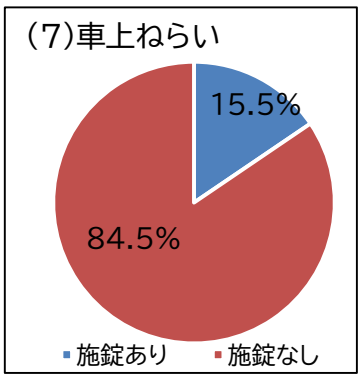
無施錠率　58．3%
（全国平均　22．2%）



無施錠率　58．8%
（全国平均　35．5%）



無施錠率　73．7%
（全国平均　67．0%）



無施錠率　84．5%
（全国平均　73．7%）

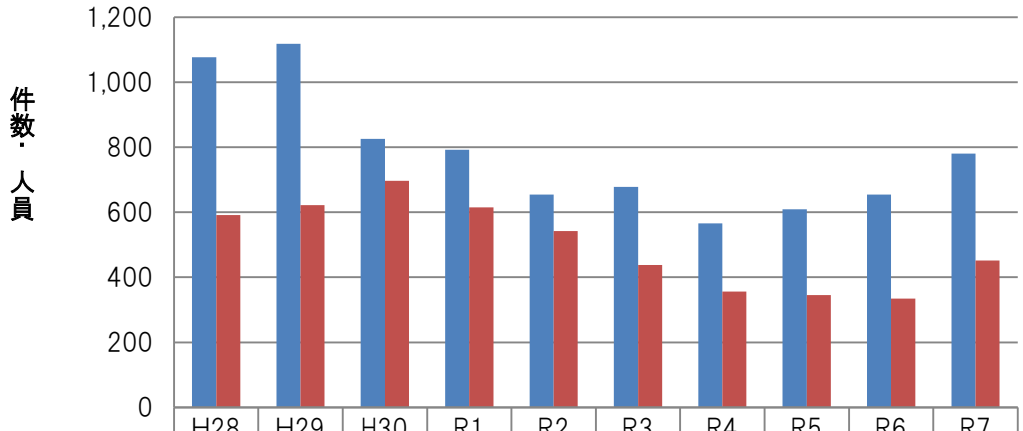
第6　万引きの状況

1　万引きの認知件数と検挙･補導人員

本市における万引きの認知件数と検挙･補導人員は、多少前後はあるものの令和5年から令和7年にかけて増加傾向にあります。

なお、令和7年は令和6年に比べて認知件数は 126 件増加し780件であり、検挙･補導人員は 117 人増加し452人となっています。

図6　万引きの認知件数と検挙･補導人員の推移



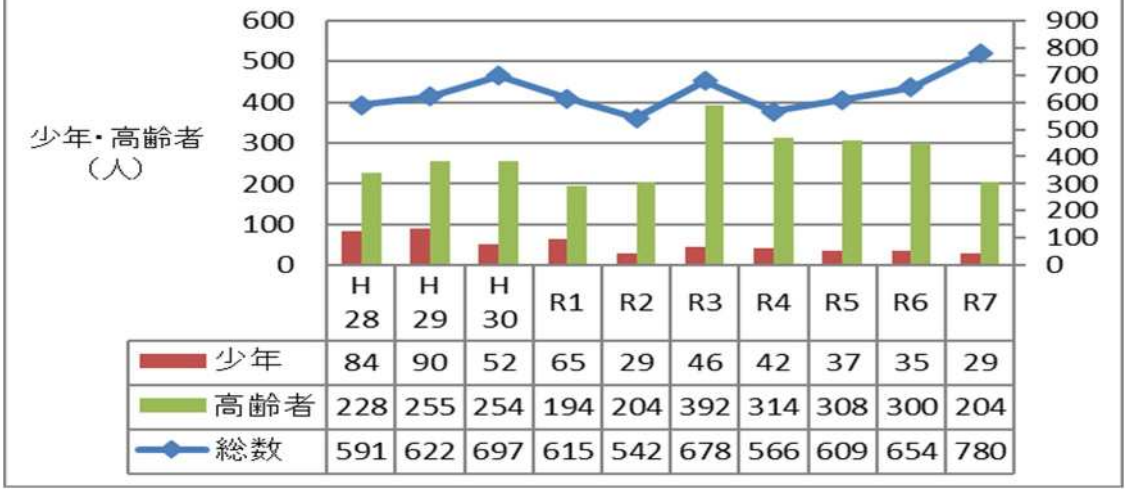
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認知件数	1,077	1,118	826	792	654	678	566	609	654	780
検挙･補導人員	591	622	697	615	542	438	356	345	335	452

2　少年･高齢者別検挙･補導人員

本市における万引きの少年･高齢者別検挙･補導人員の推移は令和3年に高齢者の検挙人員が急増し、その後は緩やかに減少傾向にあります。

また、少年の検挙･補導人員は令和4年から緩やかに減少傾向にあります。

図7　少年･高齢者別検挙･補導人員の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
少年	84	90	52	65	29	46	42	37	35	29
高齢者	228	255	254	194	204	392	314	308	300	204
総数	591	622	697	615	542	678	566	609	654	780

※5　少年：20歳未満の者をいう。

※6　高齢者：65歳以上の者をいう。

3　発生場所の割合

令和7年に認知した万引き（780件）を発生場所別でみると、

・商業施設（スーパーマーケット、ショッピングモール、デパートなど）・・・416件（53．3%）

・コンビニエンスストア・・・179件（23．0%）

・その他（ドラッグストア・家電量販店・ホームセンター、リサイクルショップなど）・・・185 件（23．7%）となっています。

図8　発生場所の割合

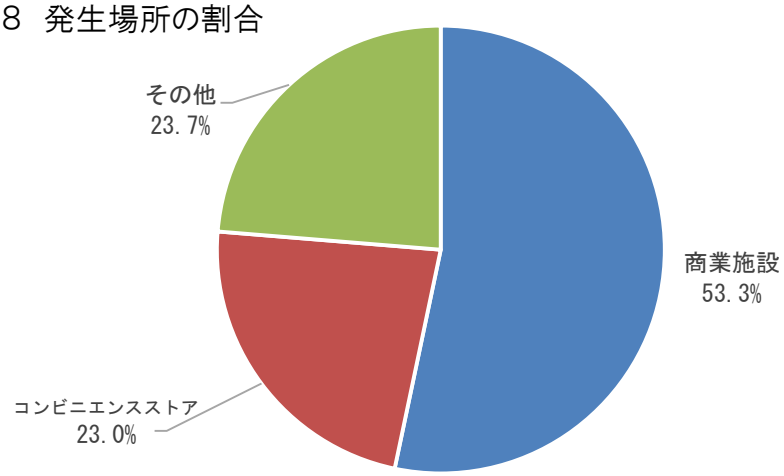
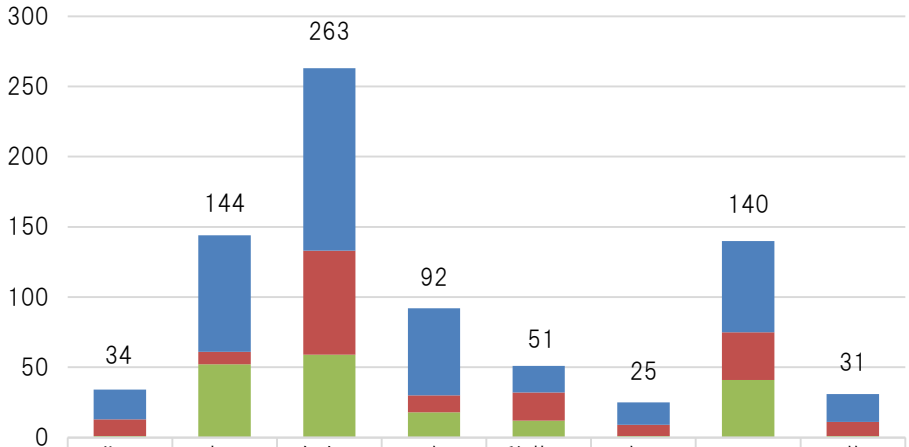


図9　区別発生場所の割合（単位：件数）



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
商業施設	21	83	130	62	19	16	65	20
コンビニエンスストア	12	9	74	12	20	8	34	10
その他	1	52	59	18	12	1	41	1

第7　特殊詐欺等の状況

1　特殊詐欺とは

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称をいいます。

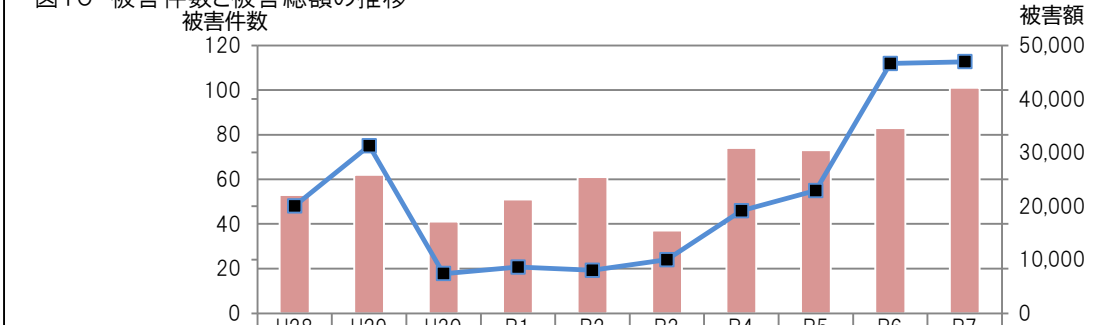
令和8年以降、警察庁は「ニセ警察詐欺」「SNS型投資詐欺」「SNS型ロマンス詐欺」を特殊詐欺の手口の1つとして位置づけ、これまでの「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金等詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」（※旧特殊詐欺）と合わせて 13 類型となりました。

2　特殊詐欺(SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺を除く)の状況

（1）　発生の推移

本市における特殊詐欺の発生は、平成 30 年及び令和3年を除く年で 50 件以上発生しており、令和7年は被害件数101件、被害総額約4億6，986万円と件数、被害額ともに過去 10 年間で最高値となりました。

図10　被害件数と被害総額の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被害件数	53	62	41	51	61	37	74	73	83	101
被害総額（万円）	20,012	31,282	7,401	8,641	8,019	10,017	19,167	22,884	46,619	46,986

（2）　手口別被害状況

令和7年の特殊詐欺被害を手口別で見ると、ニセ警察詐欺が約半数を占めており、被害額は全体の6割以上を占めます。

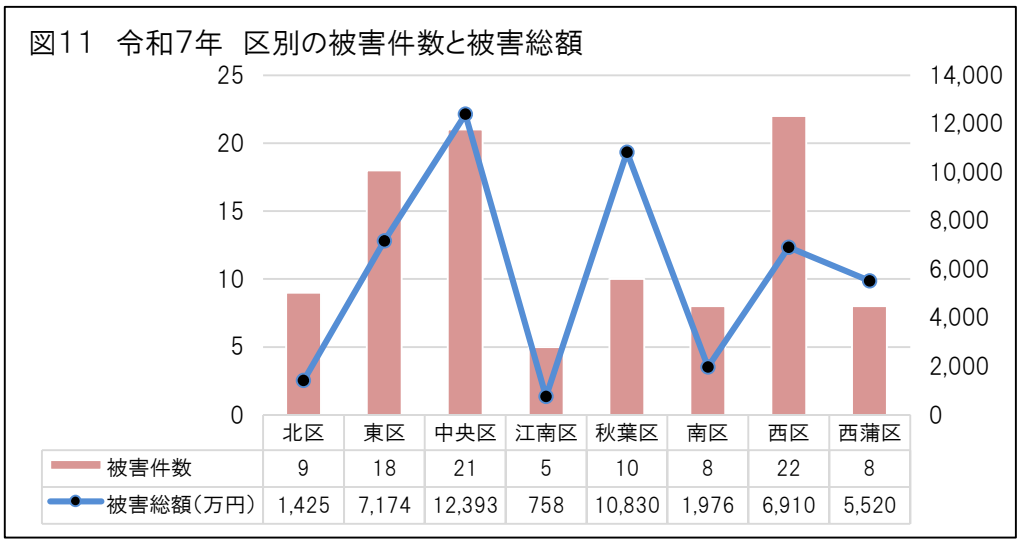
	令和 6 年		令和 7 年		増減値	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	83	46,619	101	46,987	18	368
ニセ警察			52	28,880	52	28,880
オレオレ	29	29,169	14	12,865	-15	-16,304
預貯金	3	441	1	110	-2	-331
架空料金請求	31	15,234	28	4,087	-3	-11,147
還付金	9	787	4	383	-5	-404
融資保証金	2	117	1	606	-1	489
金融商品					0	0
ギャンブル					0	0
交際あっせん			1	56	1	56
キャッシュカード詐欺等	4	412			-4	-412
その他	5	459			-5	-459

【被害額単位：万円　端数は四捨五入したため、合計額が整合しない場合があります。】

（3） 区別被害状況

令和7年の特殊詐欺被害を区別でみると、被害件数は中央区及び西区で、被害総額は、中央区及び秋葉区で多くなっています。

図11 令和7年 区別の被害件数と被害総額



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
被害件数	9	18	21	5	10	8	22	8
被害総額（万円）	1,425	7,174	12,393	758	10,830	1,976	6,910	5,520

（4） 被害者の年代別・男女別の割合

令和7年に発生した特殊詐欺の被害者は、年代別では高齢者だけではなく若い世代も被害に遭っており、年代問わず全世代で被害に遭っていることがわかります。

また、男女別でも女性の方が若干多い程度であり、性別による差もほとんどありません。

図12 令和7年 被害者年代別（単位：人数）

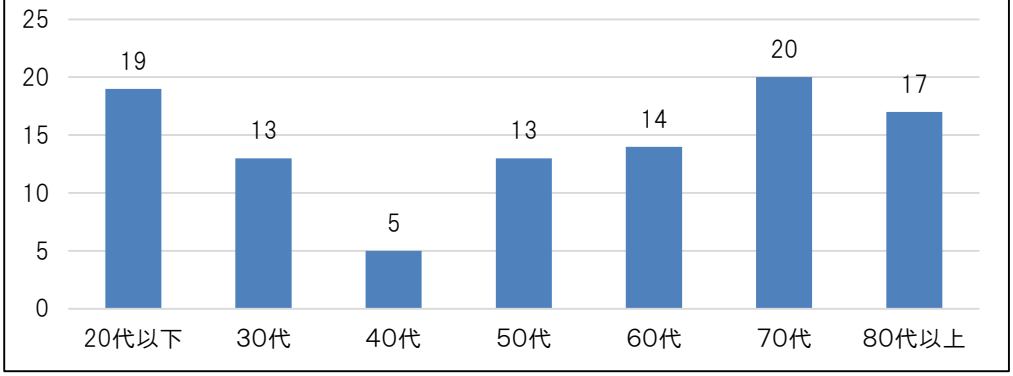
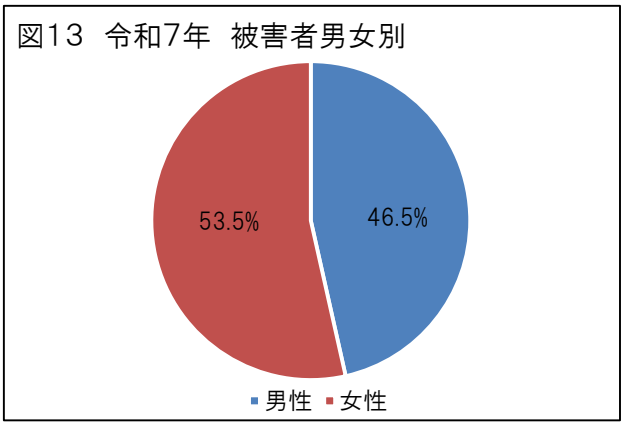


図13 令和7年 被害者男女別



3　SNS型投資･SNS型ロマンス詐欺

SNS型投資詐欺とは、相手方が、主としてSNSその他の非対面での欺罔行為により投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る詐欺です。

SNS型ロマンス詐欺とは、相手方が、SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺です。

令和5年下半期において、SNS型投資･SNS型ロマンス詐欺の被害が急増し、全国での合計被害額が特殊詐欺被害額を上回ったことから、新潟市では令和6年から統計を始めました。

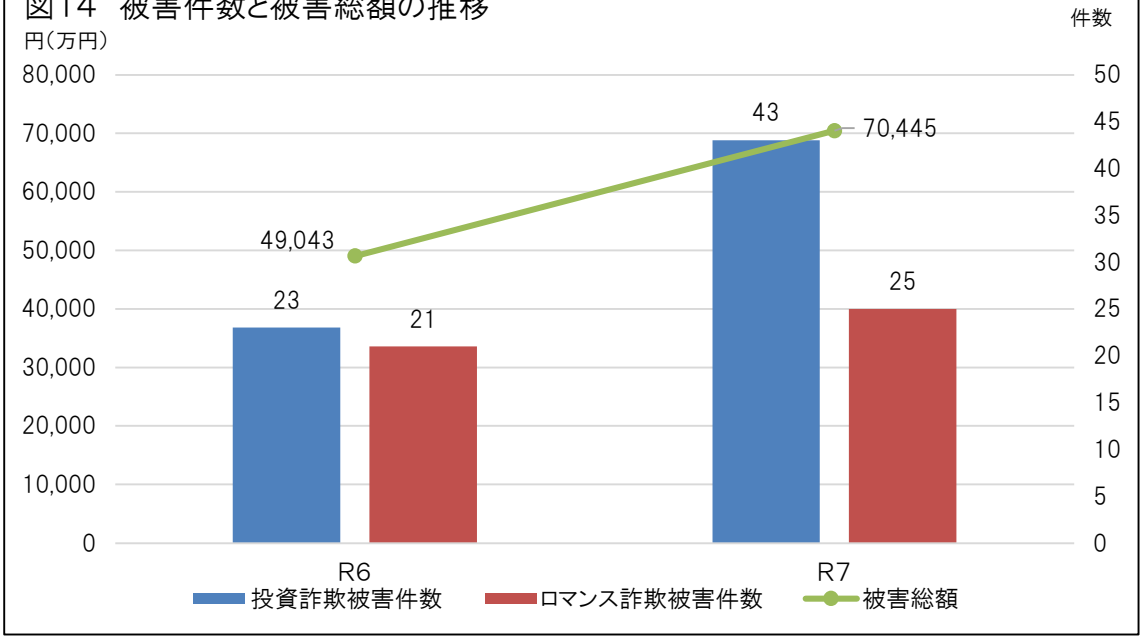
また、令和8年以降、警察庁は特殊詐欺の分類を変更しており、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺を特殊詐欺の手口の1つとして位置付けています。

4　SNS型投資･SNS型ロマンス詐欺の状況

（1）　発生の推移

本市におけるSNS型投資･ロマンス詐欺の発生は、統計が始まった令和6年と比べると被害件数68件で前年比＋24件、被害総額約7億445万円で前年比＋約2億1402万円と大幅に増加しました。

図14　被害件数と被害総額の推移



（2）　手口別被害状況

令和7年のSNS型投資･ロマンス詐欺を手口別で見ると、SNS型投資詐欺が被害件数の約6割、被害総額の8割以上を占めています。

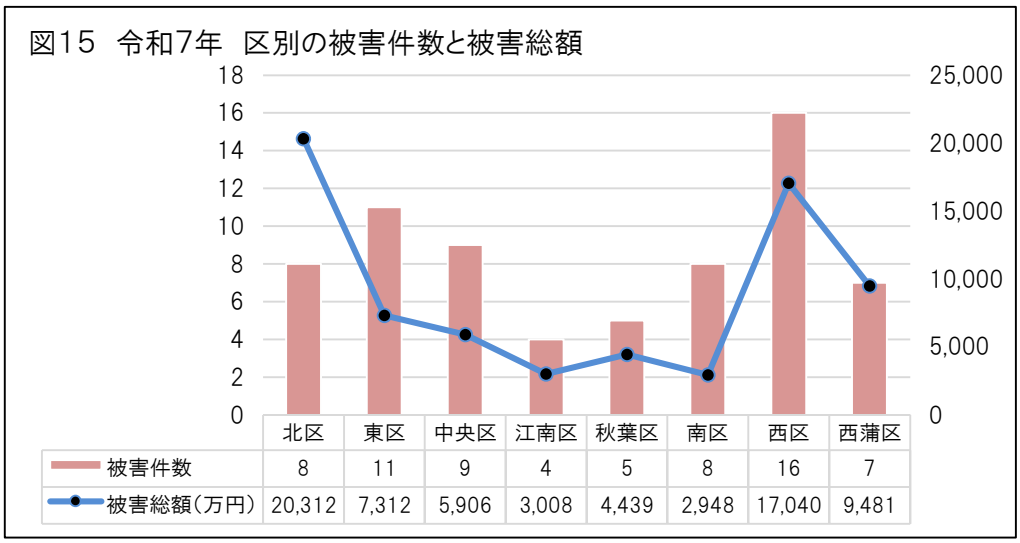
	令和６年		令和７年		増減数	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
SNS型投資・ロマンス詐欺	44	49,043	68	70,445	24	21,402
SNS型投資詐欺	23	29,646	43	60,623	20	30,977
SNS型ロマンス詐欺	21	19,397	25	9,822	4	-9,575

【被害額単位：万円】

（3） 区別被害状況

令和7年の被害を区別でみると、被害件数は東区及び西区で、被害総額は、北区及び西区で多くなっています。

図15 令和7年 区別の被害件数と被害総額



	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
被害件数	8	11	9	4	5	8	16	7
被害総額（万円）	20,312	7,312	5,906	3,008	4,439	2,948	17,040	9,481

（4） 被害者の年代別・男女別の割合

令和7年に発生したSNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺の被害者は年代別では、50 代を頂点にした山なりのグラフとなります。

また、男女別では男性の方が若干多い程度であり、性別による差はほとんどありません。

図16 令和7年 被害者年代別（単位：人数）

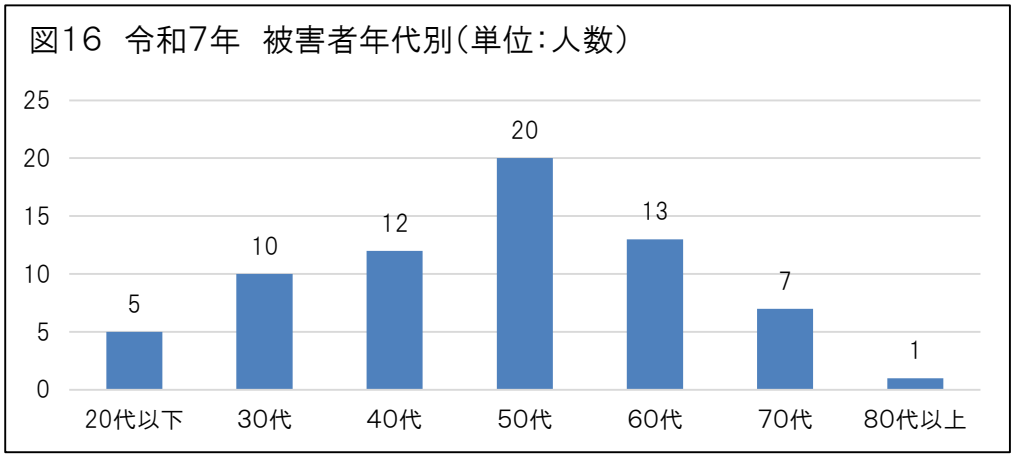
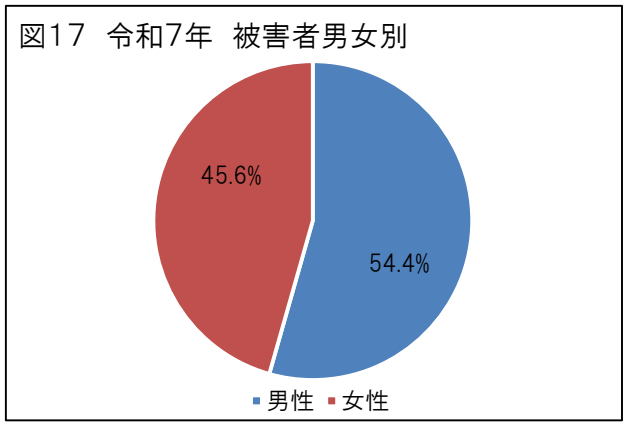


図17 令和7年 被害者男女別



第8　薬物犯罪の状況

1　薬物犯罪とは

麻薬や覚醒剤等の危険･有害な薬物を乱用したり、それらの輸入･販売等をしたりする犯罪を言います。

薬物には依存性や習慣性があり、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する物として、覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬等があり、これらの取扱いは法令により禁止又は制限されています。

2　薬物犯罪の検挙状況

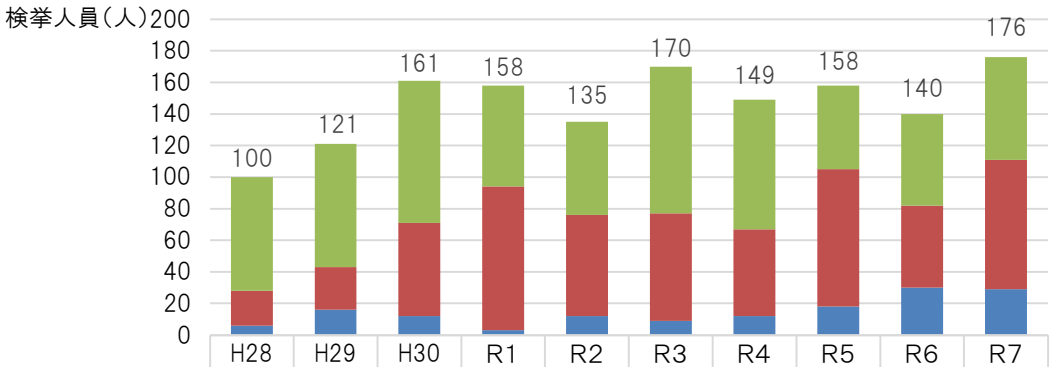
・検挙人員の推移

県内における薬物犯罪の検挙人員は、覚醒剤及び大麻での検挙が大多数を占めています。

・年齢の割合

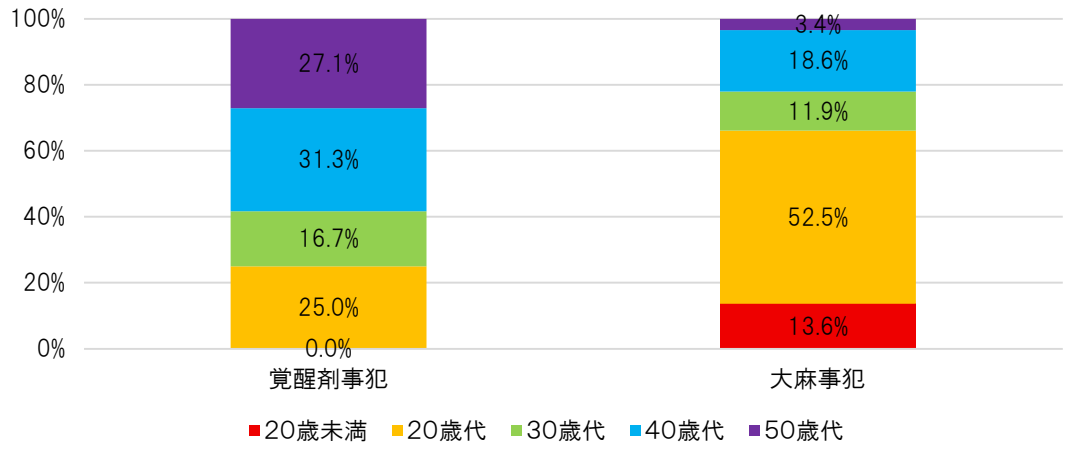
令和7年の薬物事犯の検挙人員を年代別でみると、覚醒剤事犯は40歳代が多いのに対して、大麻事犯は20歳代が多くなっています。

図18　新潟県内における薬物事犯検挙人員の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤事犯	72	78	90	64	59	93	82	53	58	65
大麻事犯	22	27	59	91	64	68	55	87	52	82
その他薬物事犯	6	16	12	3	12	9	12	18	30	29

図19　県内における令和7年薬物事犯検挙人員の年代別割合



※7　新潟市内における統計は、新潟県警察は公表していないため、新潟県内での統計となる。

第9　ネット上における犯罪

1　サイバー犯罪とは

サイバー犯罪とは、コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪の総称で、主にインターネットなどのコンピュータネットワークを利用して行われるものを指します。

サイバー犯罪には以下の3つの類型があります。

・コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

～企業等のサイトに短時間に大量のデータを送信し、サイトのサービス運用を一時的に停止させたなど

・ネットワーク利用犯罪

～だまして金を得る目的でネットオークションに出品し、落札者から金を振り込ませ商品を配送することなく音信不通になったなど

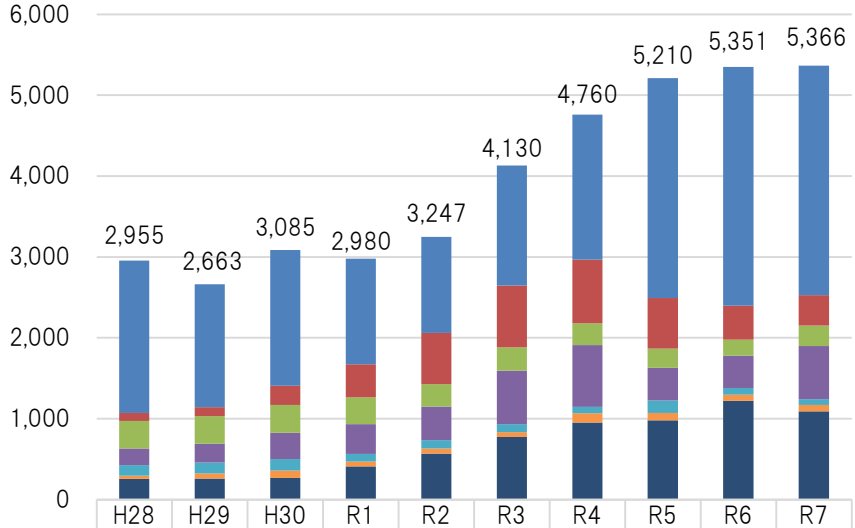
・不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反

～他人のID・パスワードを無断で使用して、サービス元のコンピュータに保存されたメールの内容を覗き見たなど

2　サイバー犯罪に係る警察相談

県内におけるサイバー犯罪の相談件数は、平成28年以降3、000件前後で推移していましたが、令和2年から増加傾向となり、令和7年は5，366件となりました。

図20　サイバー犯罪に係る警察相談件数（単位：件数）



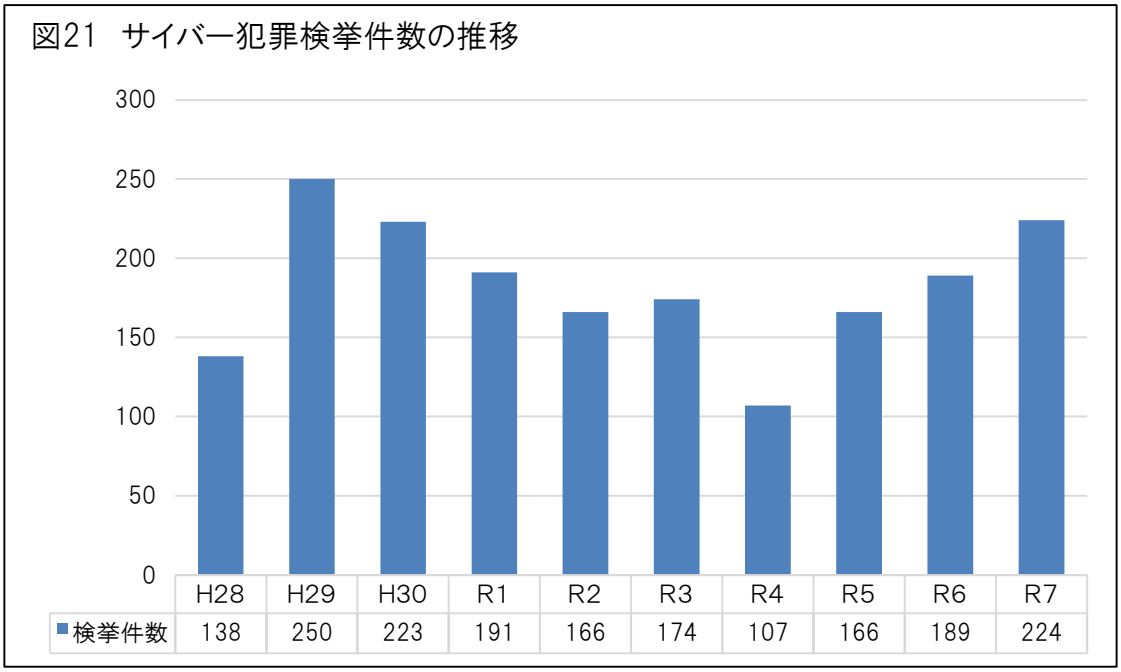
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
詐欺・悪質商法等	1,885	1,521	1,678	1,306	1,186	1,484	1,795	2,720	2,955	2,840
迷惑メール等	98	111	236	408	633	764	786	623	418	375
名誉棄損等	340	341	347	334	276	290	267	238	199	252
不正アクセス等	205	231	321	369	416	660	764	402	398	656
インターネットオークション等	133	134	146	93	105	100	79	155	83	74
違法有害なホームページ等	39	66	88	58	63	59	118	93	77	77
その他	255	259	269	412	568	773	951	979	1,221	1,092

※8　新潟市内における統計は、新潟県警察は公表していないため、新潟県内での統計となる。

3　サイバー犯罪の検挙状況

県内におけるサイバー犯罪の検挙件数は、平成29年の250件をピークに減少していましたが、令和5年から増加し、令和7年は224件でした。

図21　サイバー犯罪検挙件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙件数	138	250	223	191	166	174	107	166	189	224

※9　新潟市内における統計は、新潟県警察は公表していないため、新潟県内での統計となる。

第10　少年非行の状況

1　少年の検挙･補導人員

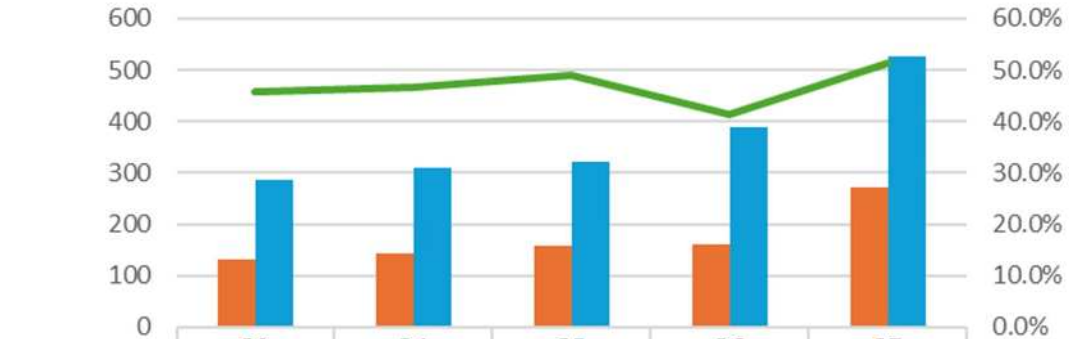
本市の少年の検挙･補導人員の総数※10は、令和7年に急増しています。

これは本市を管轄する警察署別に見ると新潟駅周辺を管轄する旧新潟警察署（令和8年4月1日に新潟警察署は新潟中央警察署と統合）管内において、少年による新潟駅南口付近を中心とした治安の悪化、いわゆる「駅南界隈（えきなんかいわい）」における検挙･補導人員が増加したことが主な要因と考えられます。

また、令和7年における県全体に対する本市の割合は、約半数を占めています。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
新潟北	8	16	4	13	22
新潟東	22	36	15	21	28
新　潟	30	29	55	58	111
新潟中央	9	6	9	18	25
江　南	16	10	12	19	10
秋　葉	11	5	11	8	14
新潟南	3	7	1	4	10
新潟西	23	26	36	18	43
西　蒲	9	9	15	2	8
合　計	131	144	158	161	271

図22　少年の検挙・補導人員及び県全体に対する割合



	R3	R4	R5	R6	R7
新潟市	131	144	158	161	271
新潟県	286	309	323	390	527
割合	45.8%	46.6%	48.9%	41.3%	51.4%

※10　少年の検挙･補導人員の総数は、刑法犯、特別法犯で検挙した犯罪少年（罪を犯した14歳以上18歳未満の者）、特定少年（罪を犯した18歳以上20歳未満の者）と補導した触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者）の合計を示したものです。

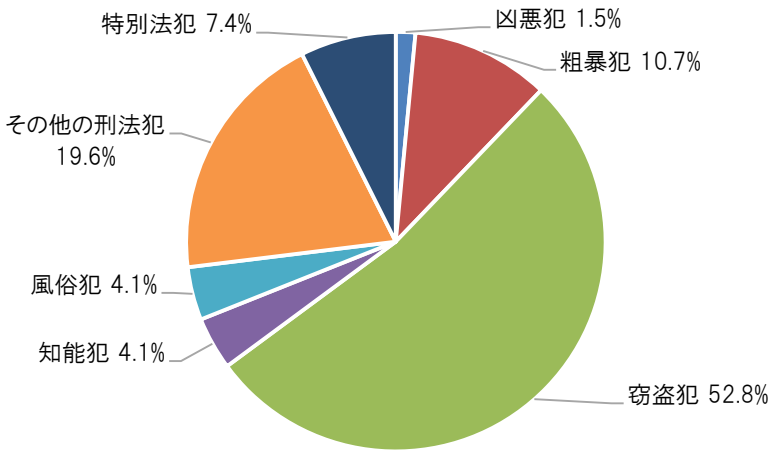
※11　新潟北警察署管内には聖籠町の一部、西蒲警察署管内には弥彦村の数値を含んでいます。

2　少年の罪種別検挙･補導人員

令和7年の少年の罪種別検挙･補導人員をみると、窃盗犯の割合が52．8%と最も高い割合を占めています。

刑法犯						小計	特別法犯（軽犯罪法，銃刀法など）	合計
凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他			
4人	29人	143人	11人	11人	53人	251人	20人	271人

図23　令和7年　罪種別検挙･補導人員の割合

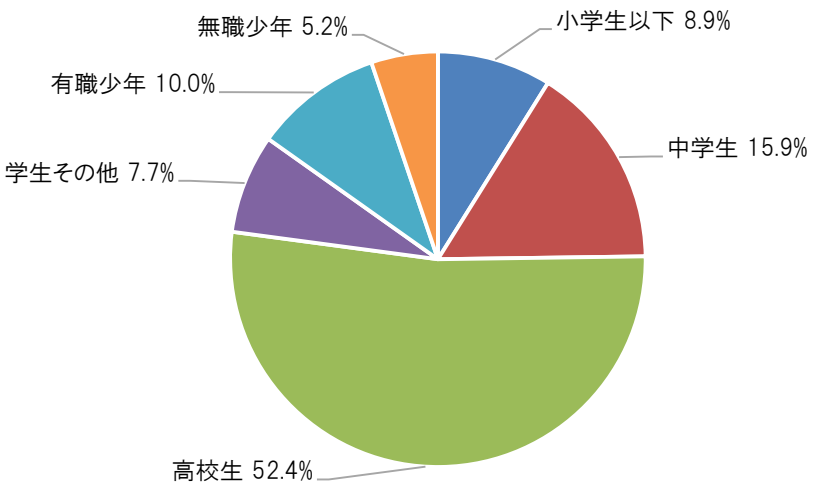


3　少年の学職別検挙･補導人員

令和7年の少年の学職別検挙･補導人員をみると、高校生が142人（52．4%）と最も多く、次いで中学生の43人（15．9%）となっています。

小学生以下	中学生	高校生	学生その他	有職	無職	計
24人	43人	142人	21人	27人	14人	271人

図24　令和7年　学職別検挙･補導人員

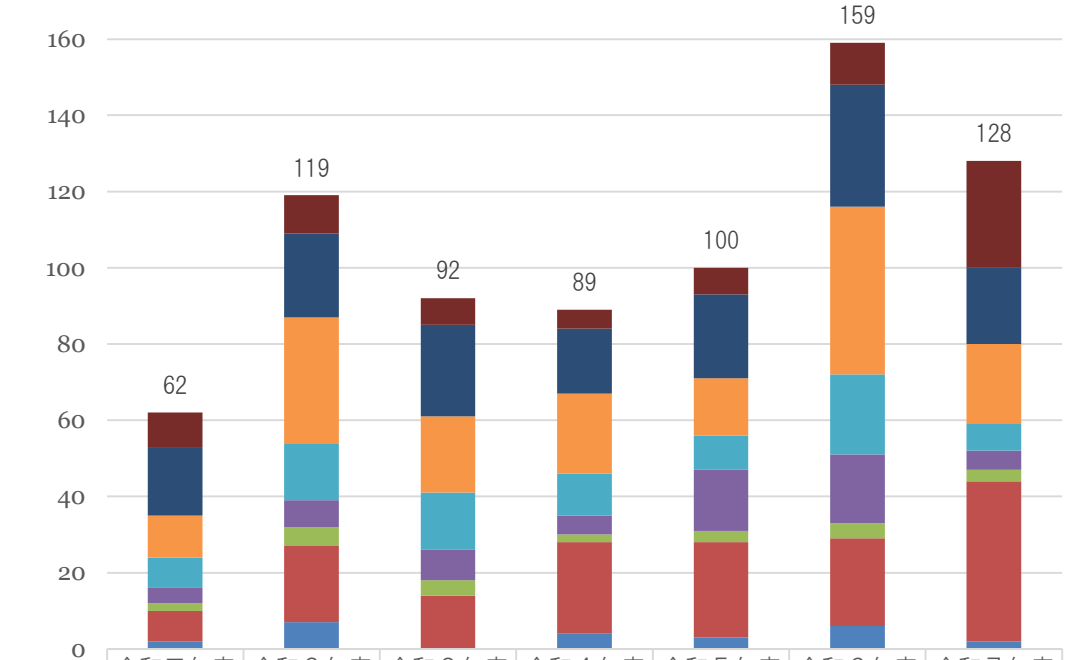


第11　子ども被害の状況

1　不審者事案の推移

本市における不審者事案の発生は、令和2年の119件以降減少していたものの、令和5年から増加に転じ令和6年には159件とピークを迎えましたが、令和7年にやや減少し128件でした。

図25　不審者事案数の推移



	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市全体	62	119	92	89	100	159	128
北区	9	10	7	5	7	11	28
東区	18	22	24	17	22	32	20
中央区	11	33	20	21	15	44	21
江南区	8	15	15	11	9	21	7
秋葉区	4	7	8	5	16	18	5
南区	2	5	4	2	3	4	3
西区	8	20	14	24	25	23	42
西蒲区	2	7	0	4	3	6	2

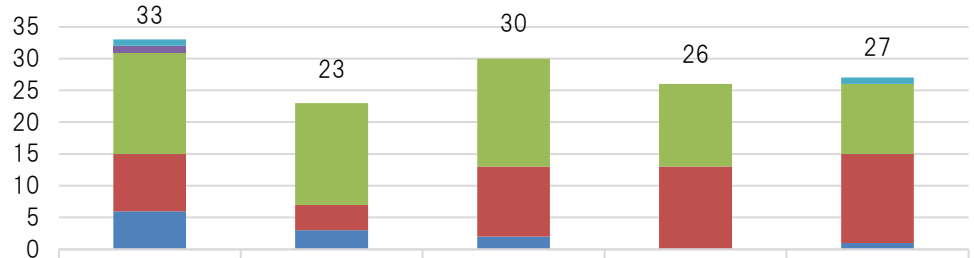
※12　本市学校支援課作成の統計から作成

2　新潟県内のSNS等に起因する被害児童の推移

新潟県内では、スマートフォンやSNS等の普及により、こどもが性犯罪等に巻き込まれる被害が発生しています。

直近5年間では毎年30人前後が被害に遭っており、令和7年で一番多かったのは中学生の被害でした。

図26　新潟県内におけるSNS等に起因する被害児童の推移



	R3	R4	R5	R6	R7
無職少年	1	0	0	0	1
有職少年	1	0	0	0	0
高校生	16	16	17	13	11
中学生	9	4	11	13	14
小学生以下	6	3	2	0	1

※13　新潟市内における統計は、新潟県警察は公表していないため、新潟県内での統計となる。

※14　SNSに起因する事犯とは、SNS等を通じて面識のない犯人と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害に遭った事犯をいう。

第3章　各区における犯罪の現状

第1　新潟市の人口・高齢化率

1 新潟市の人口

令和7年12月末現在で755，462人であり、中央区、東区、西区で約6割を占めています。

2 新潟市の高齢化率

令和7年12月末現在の65歳以上の高齢者数は、233，496人であり、新潟市の高齢化率は、30．9%となっています。

北区、秋葉区、南区、西蒲区では、新潟市全体の高齢化率を上回っており、それぞれ30%を超えています。特に、西蒲区は3人に1人以上が高齢者となっています。

新潟市の人口・高齢化率

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	新潟市
男	33,893	62,581	81,159	32,778	35,280	20,333	72,613	25,015	363,652
女	35,576	67,275	90,283	34,503	37,959	21,308	78,287	26,619	391,810
合計	69,469	129,856	171,442	67,281	73,239	41,641	150,900	51,634	755,462
19歳以下	10,460	19,771	24,927	11,289	11,580	6,165	24,510	7,003	115,705
65歳以上	23,004	39,109	47,856	20,431	24,113	13,789	46,204	18,990	233,496
高齢化率	33.1%	30.1%	27.9%	30.4%	32.9%	33.1%	30.6%	36.8%	30.9%

令和7年12月31日現在

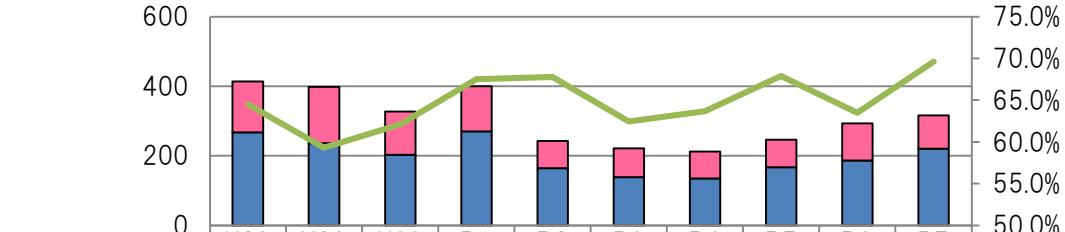
第2　北区における犯罪発生状況

1　刑法犯認知件数

平成 28 年以降の北区における刑法犯認知件数は、令和2年に大きく減少した後、令和7年まで少しずつ増加しています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、平成 30 年から令和7年にかけて多少の前後はあるものの、ほぼ横ばいとなっています。

図27　北区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	147	162	124	130	78	83	77	79	107	96
窃盗犯件数	267	236	203	270	164	138	135	167	186	220
窃盗犯割合	64.5%	59.3%	62.1%	67.5%	67.8%	62.4%	63.7%	67.9%	63.5%	69.6%

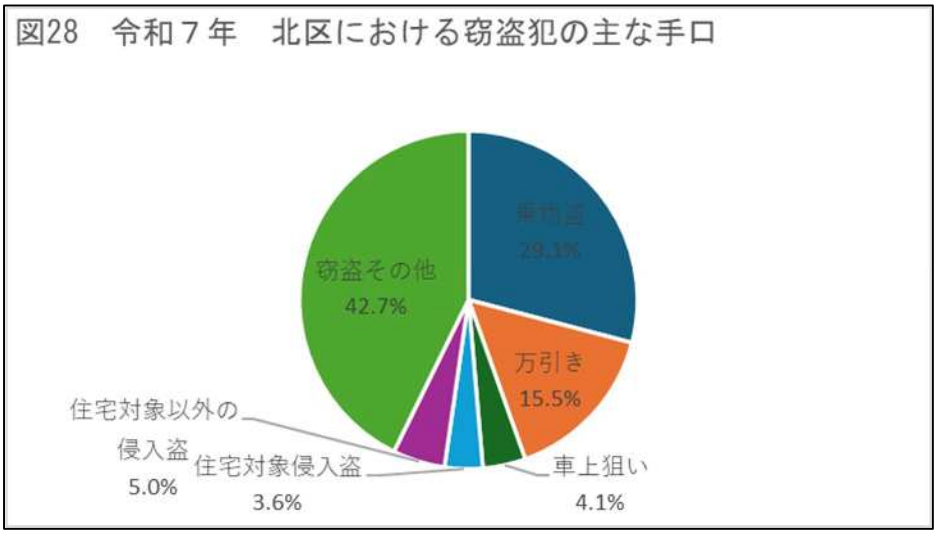
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（220件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・64件
・万引き・・・34件
・車上ねらい・・・9件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・8件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・11件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・94件

となっています。

図28　令和７年　北区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去5年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、忍込みの無施錠率が 10 割となっており、在宅中での施錠が課題となっています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	7	4	57.1%	1	1	100.0%	0		
令和６年	6	1	16.7%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
令和５年	5	2	40.0%	2	2	100.0%	0		
令和４年	2	1	50.0%	1	1	100.0%	0		
令和３年	5	3	60.0%	3	3	100.0%	0		

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、自動車盗は年によって変動が大きい一方、自転車盗は7割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	3	2	66.7%	1	1	100%	60	47	78.3%
令和６年	2	2	100.0%	0			72	54	75.0%
令和５年	1	0	0.0%	0			82	69	84.1%
令和４年	0			0			56	40	71.4%
令和３年	0			1	0	0%	27	23	85.2%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらいの無施錠率をみると、ばらつきはありますが平均すると半数以上が無施錠での被害となります。

	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	9	3	33.3%
令和６年	5	4	80.0%
令和５年	6	5	83.3%
令和４年	8	4	50.0%
令和３年	14	1	7.1%

4 特殊詐欺の状況

令和7年の特殊詐欺被害は、17 件発生し、被害額は2億 1,738 万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	2	175	9	1,105	5	2,457	10	6,765	17	21,738
ニセ警察									3	550
オレオレ	1	125	5	680	2	200	5	3,118	2	39
預貯金			1	100					1	675
架空料金請求			1	125	2	2,057	2	159	2	23
還付金	1	50	2	200	1	200			1	139
融資保証金										
金融商品										
ギャンブル										
交際あっせん										
キャッシュカード詐欺等										
その他										
SNS型投資詐欺							2	1,848	6	19,200
SNS型ロマンス詐欺							1	1,640	2	1,112

被害額単位：万円

第3　東区における犯罪発生状況

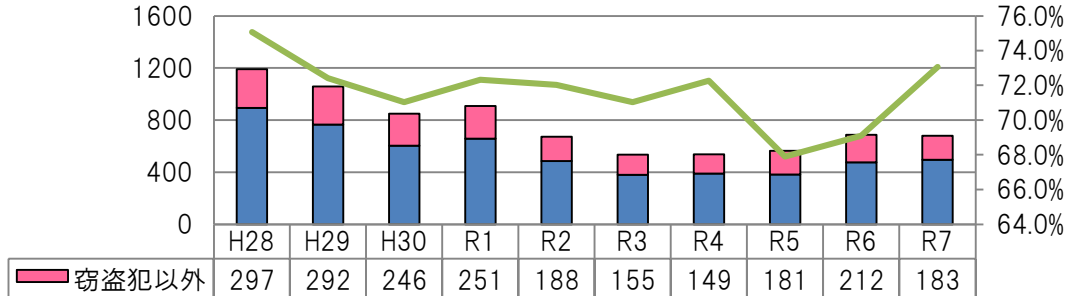
1　刑法犯認知件数

平成 28 年以降の東区における刑法犯認知件数は、令和2年から令和4年まで減少した後、再び増加に転じました。

直近の令和6年から令和7年にかけては再び減少に転じています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、令和5年に大きく減少しましたが、その後は再び約7割となっています。

図29　東区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	297	292	246	251	188	155	149	181	212	183
窃盗犯件数	894	766	603	656	484	380	388	383	474	496
窃盗犯割合	75.1%	72.4%	71.0%	72.3%	72.0%	71.0%	72.3%	67.9%	69.1%	73.0%

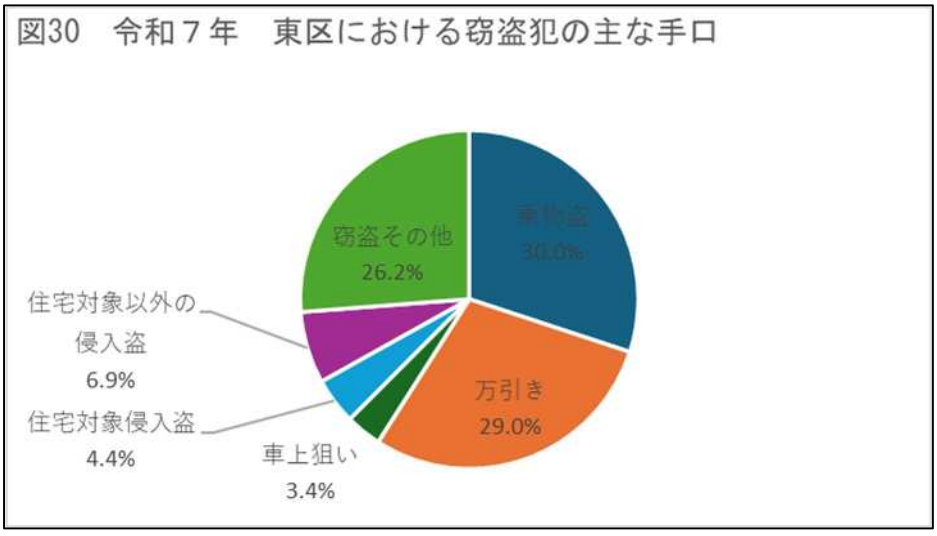
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（496 件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・149 件
・万引き・・・144 件
・車上ねらい・・・17 件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・22 件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・34 件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・130 件

となっています。

図30　令和７年　東区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去5年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、特に忍込み、居空きの無施錠率が高水準となりました。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	14	5	35.7%	8	7	87.5%	0		
令和６年	19	9	47.4%	13	10	76.9%	1	1	100.0%
令和５年	11	5	45.5%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
令和４年	6	3	50.0%	4	4	100.0%	2	2	100.0%
令和３年	9	8	88.9%	1	1	100.0%	2	2	100.0%

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、直近3年間の自動車盗の無施錠率が直近3年間は 10 割となっています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	147	113	76.9%
令和６年	2	2	100.0%	2	1	50.0%	183	134	73.2%
令和５年	1	1	100.0%	0			134	97	72.4%
令和４年	1	0	0.0%	0			140	103	73.6%
令和３年	2	0	0.0%	1	1	100.0%	100	67	67.0%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらいの無施錠率をみると、徐々に無施錠率が上がっており、令和7年はすべてが無施錠で被害に遭っています。

	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	17	17	100.0%
令和６年	15	12	80.0%
令和５年	8	6	75.0%
令和４年	20	10	50.0%
令和３年	36	12	33.3%

4 特殊詐欺の状況

令和 7 年の特殊詐欺被害は 29 件発生し、被害額は1億 4,486 万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	5	3,553	10	926	14	4,070	28	14,470	29	14,486
ニセ警察									8	5,539
オレオレ	1	150	3	280	4	3,538	8	7,861	4	1,332
預貯金			1	100			1	0	1	110
架空料金請求	3	3,370	4	437	9	483	6	362	5	193
還付金			2	109	1	49	3	347		
融資保証金										
金融商品										
ギャンブル										
交際あっせん										
キャッシュカード詐欺等	1	33								
その他							3	264		
SNS型投資詐欺							2	1,348	6	5,884
SNS型ロマンス詐欺							5	4,288	5	1,428

被害額単位：万円

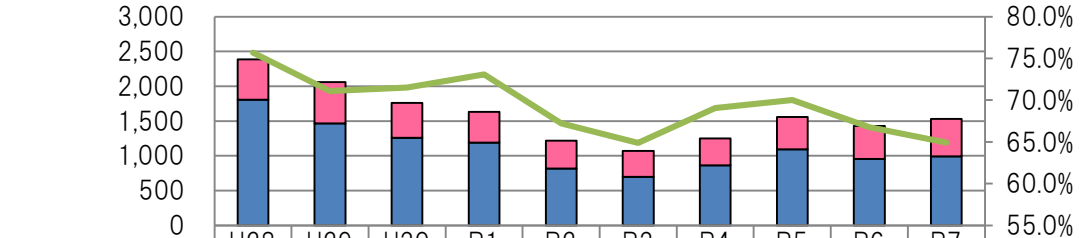
第4　中央区における犯罪発生状況

1　刑法犯認知件数

平成 28 年以降の中央区における刑法犯認知件数は、令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年からは増加傾向に転じています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、約7割で推移しています。

図31　中央区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	580	596	502	439	399	376	386	467	475	537
窃盗犯件数	1,807	1,466	1,260	1,191	818	695	861	1,091	954	993
窃盗犯割合	75.7%	71.1%	71.5%	73.1%	67.2%	64.9%	69.0%	70.0%	66.8%	64.9%

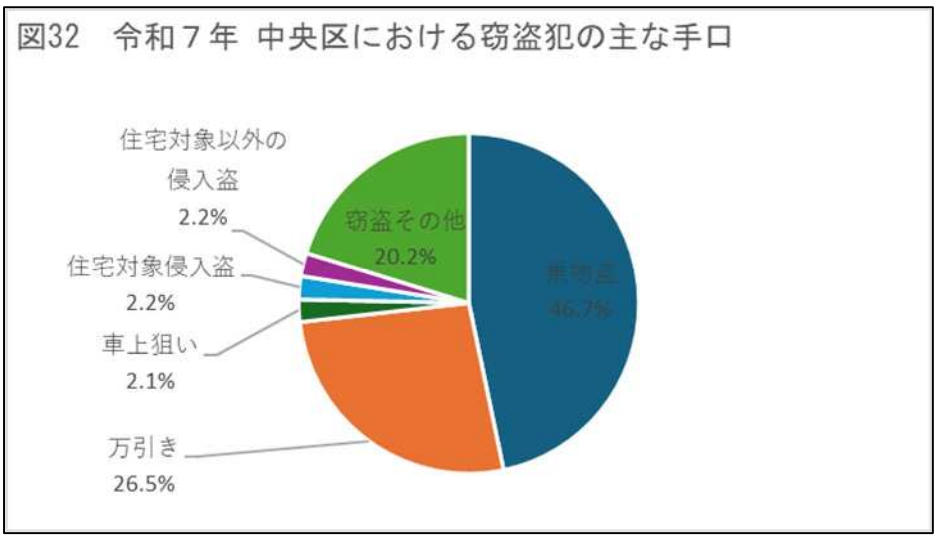
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（993 件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・464 件
・万引き・・・263 件
・車上ねらい・・・21 件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・22 件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・22 件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・201 件

となっています。

図32　令和７年 中央区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去5年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、ばらつきはありますが、平均すると空き巣は4割以上が無施錠で被害に遭っています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	18	8	44.4%	4	3	75.0%	0		
令和６年	22	14	63.6%	9	9	100.0%	3	2	66.7%
令和５年	34	8	23.5%	3	3	100.0%	0		
令和４年	10	8	80.0%	6	6	100.0%	0		
令和３年	9	1	11.1%	2	1	50.0%	3	3	100.0%

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、自転車盗は6割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	3	2	66.7%	4	2	50.0%	457	317	69.4%
令和６年	3	2	66.7%	0			405	260	64.2%
令和５年	5	3	60.0%	2	1	50.0%	488	330	67.6%
令和４年	0			1	1	100.0%	358	226	63.1%
令和３年	2	0	0.0%	1	0	0.0%	215	141	65.6%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらいの無施錠率をみると、高水準で推移しており、約8割から9割が無施錠で被害に遭っています。

	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	21	19	90.5%
令和６年	28	22	78.6%
令和５年	25	22	88.0%
令和４年	25	20	80.0%
令和３年	27	24	88.9%

4 特殊詐欺の状況

令和7年の特殊詐欺被害は30件発生し、被害額は1億 8,299 万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	10	3,376	18	8,606	10	3,376	19	5,958	30	18,299
ニセ警察									10	10,632
オレオレ	6	668	12	6,251	6	668	5	1,675	4	803
預貯金	1	261			1	261	2	440	2	646
架空料金請求	2	2,297	2	2,090	2	2,297	3	155	3	118
還付金			2	198			1	59	2	194
融資保証金							1	6		
金融商品										
ギャンブル										
交際あっせん										
キャッシュカード詐欺等	1	150	2	67	1	150	2	150		
その他										
SNS型投資詐欺							4	3,147	6	4,619
SNS型ロマンス詐欺							1	326	3	1,287

被害額単位：万円

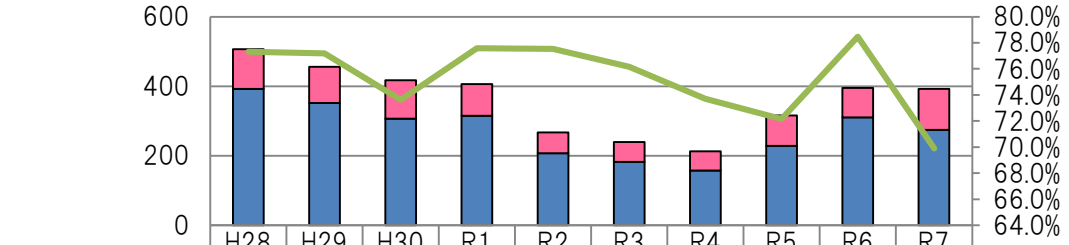
第5　江南区における犯罪発生状況

1　刑法犯認知件数

平成 28 年以降の江南区における刑法犯認知件数は、令和4年までは減少傾向にありましたが、その後増加しています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、7割台で推移しています。

図33　江南区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	115	104	110	91	60	57	56	88	85	118
窃盗犯件数	392	352	307	315	207	182	157	228	310	274
窃盗犯割合	77.3%	77.2%	73.6%	77.6%	77.5%	76.2%	73.7%	72.2%	78.5%	69.9%

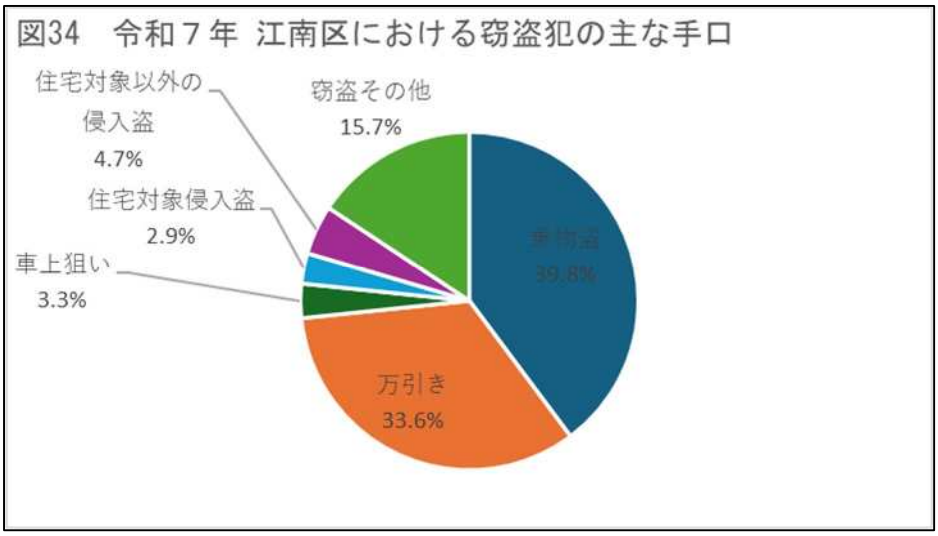
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（274件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・109件
・万引き・・・92 件
・車上ねらい・・・9件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・8件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・13 件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・43 件

となっています。

図34　令和７年 江南区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去5年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、忍込みの無施錠率が令和4年を除き 10 割となっており、在宅中の施錠が課題となります。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	4	2	50.0%	4	4	100.0%	0		
令和６年	5	2	40.0%	38	38	100.0%	0		
令和５年	0			3	3	100.0%	2	1	50.0%
令和４年	3	2	66.7%	0			0		
令和３年	3	2	66.7%	2	2	100.0%	0		

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、年によって増減はありますが多い時で自転車盗の9割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	2	0	0.0%	3	1	33.3%	104	77	74.0%
令和６年	1	1	100.0%	0			73	50	68.5%
令和５年	1	0	0.0%	0			48	38	79.2%
令和４年	1	1	100.0%	0			54	49	90.7%
令和３年	0			0			46	39	84.8%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらいの無施錠率をみると、令和4年、令和6年は 10 割が無施錠で被害に遭っています。

	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	9	6	66.7%
令和６年	7	7	100.0%
令和５年	9	8	88.9%
令和４年	4	4	100.0%
令和３年	7	3	42.9%

4 特殊詐欺の状況

令和7年の特殊詐欺被害は 9 件発生し、被害額は 3,765 万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	4	260	3	330	3	4,090	7	12,565	9	3,765
ニセ警察									1	600
オレオレ			2	250			1	600		
預貯金	1									
架空料金請求	2	160	1	80	3	4,090	3	11,612	4	158
還付金	1	100								
融資保証金										
金融商品										
ギャンブル										
交際あっせん										
キャッシュカード詐欺等							1	161		
その他										
SNS型投資詐欺							2	192	2	2,440
SNS型ロマンス詐欺									2	567

被害額単位：万円

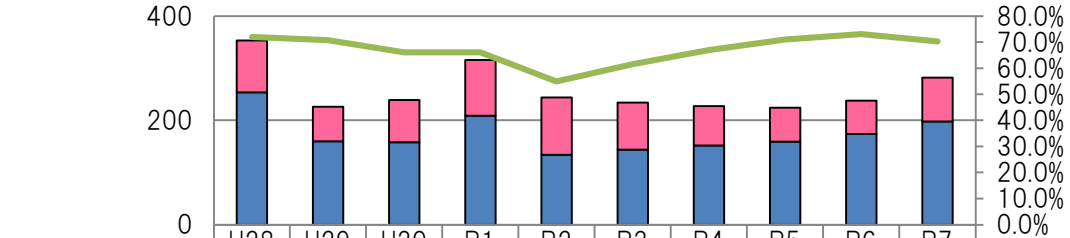
第6　秋葉区における犯罪発生状況

1　刑法犯認知件数

平成 28 年以降の秋葉区における刑法犯認知件数は、おおむね横ばいですが、令和7年はやや増加しました。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、令和2年に5割台に推移しましたがその後は緩やかに増加または横ばいとなりました。

図35　秋葉区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	99	66	81	107	110	90	75	65	64	84
窃盗犯件数	254	160	158	209	134	144	152	159	174	198
窃盗犯割合	72.0%	70.8%	66.1%	66.1%	54.9%	61.5%	67.0%	71.0%	73.1%	70.2%

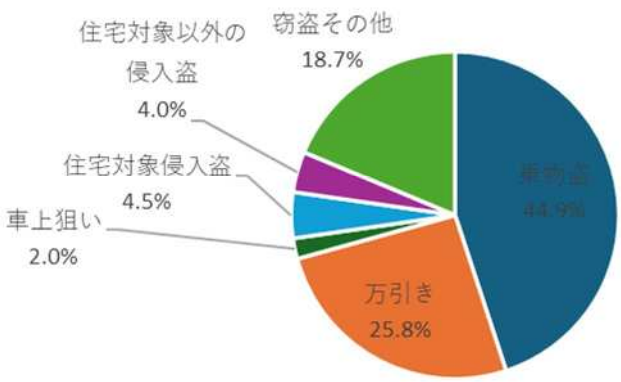
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（198 件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・89 件
・万引き・・・51 件
・車上ねらい・・・4件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・9件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・8件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・37 件

となっています。

図36　令和７年 秋葉区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去5年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、空き巣の無施錠率が令和6年から増加しており、忍込みの無施錠率も令和5年を除き 10 割となっています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	8	7	87.5%	1	1	100.0%	0		
令和６年	6	2	33.3%	2	2	100.0%	0		
令和５年	2	0	0.0%	3	1	33.3%	0		
令和４年	8	8	100.0%	1	1	100.0%	0		
令和３年	1	1	100.0%	4	4	100.0%	0		

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、自転車盗の無施錠率がすべての年で8割以上となりました。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	2	1	50.0%	3	1	33.3%	84	71	84.5%
令和６年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	48	41	85.4%
令和５年	0			1	1	100.0%	53	44	83.0%
令和４年	0			2	1	50.0%	66	56	84.8%
令和３年	0			0			58	47	81.0%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらいの無施錠率をみると、直近3年間で10割となっています。

	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	4	4	100.0%
令和６年	2	2	100.0%
令和５年	4	4	100.0%
令和４年	3	2	66.7%
令和３年	7	5	71.4%

4 特殊詐欺の状況

令和7年の特殊詐欺被害は15 件発生し、被害額は1億 5,268 万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	4	492	8	1,424	5	1,308	7	1,307	15	15,268
ニセ警察									5	2,959
オレオレ	2	250					3	446	1	5,950
預貯金										
架空料金請求	1	10	6	1,224	3	870	2	331	3	1,314
還付金	1	232	2	200	2	438				
融資保証金									1	606
金融商品										
ギャンブル										
交際あっせん										
キャッシュカード詐欺等										
その他										
SNS型投資詐欺							2	530	1	2,042
SNS型ロマンス詐欺							2	1,216	4	2,397

被害額単位：万円

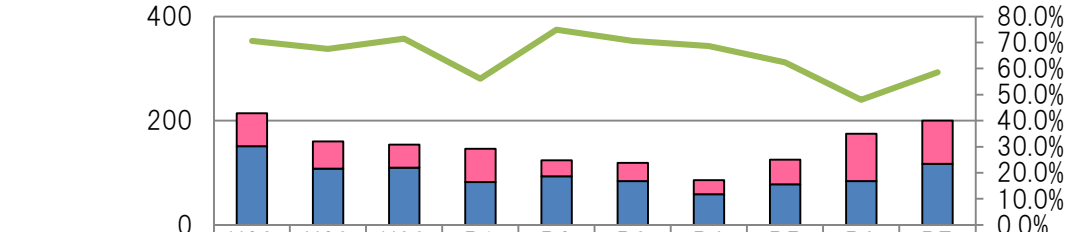
第7　南区における犯罪発生状況

1　刑法犯認知件数

平成 28 年以降の南区における刑法犯認知件数は、令和4年まで減少傾向にありましたがその後増加傾向に転じました。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、約5割以上で推移しています。

図37　南区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	63	52	44	64	31	35	27	47	91	83
窃盗犯件数	151	108	110	82	93	84	59	78	84	117
窃盗犯割合	70.6%	67.5%	71.4%	56.2%	75.0%	70.6%	68.6%	62.4%	48.0%	58.5%

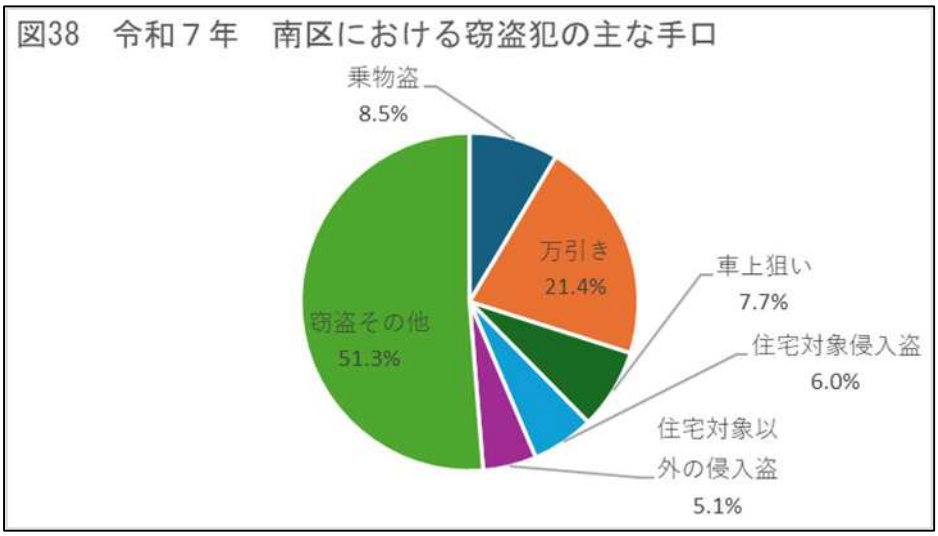
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（117 件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・10 件
・万引き・・・25 件
・車上ねらい・・・9件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・7件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・6件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・60 件

となっています。

図38　令和７年　南区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去5年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、ほぼすべての被害が無施錠であり、住宅の施錠が課題となります。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	3	3	100.0%	4	4	100.0%	0		
令和６年	5	5	100.0%	0	0		0		
令和５年	4	4	100.0%	6	6	100.0%	0		
令和４年	4	3	75.0%	2	2	100.0%	0		
令和３年	2	2	100.0%	14	14	100.0%	1	1	100.0%

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、ばらつきはあるも無施錠被害は高水準で推移しています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	0			0			10	7	70.0%
令和６年	3	2	66.7%	0			5	5	100.0%
令和５年	3	3	100.0%	0			7	7	100.0%
令和４年	2	1	50.0%	0			11	6	54.5%
令和３年	5	5	100.0%	0			4	3	75.0%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらい被害の無施錠率をみると、令和6年を除きすべての年で被害の10割が無施錠となりました。

	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和７年	9	9	100.0%
令和６年	4	3	75.0%
令和５年	5	5	100.0%
令和４年	4	4	100.0%
令和３年	4	4	100.0%

4 特殊詐欺の状況

令和7年の特殊詐欺被害は 16 件発生し、被害額は 4,925 万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	5	535	5	2,094	6	252	8	9,209	16	4,925
ニセ警察									4	1,190
オレオレ	1				1	40	1	6,950		
預貯金	1								1	694
架空料金請求	2	485	4	2,062	1	55	3	792	2	43
還付金	1	50			3	147	1	99	1	50
融資保証金			1	32	1	10				
金融商品										
ギャンブル										
交際あっせん										
キャッシュカード詐欺等										
その他							1	907		
SNS型投資詐欺							2	461	4	2,094
SNS型ロマンス詐欺							6	4,676	4	854

被害額単位：万円

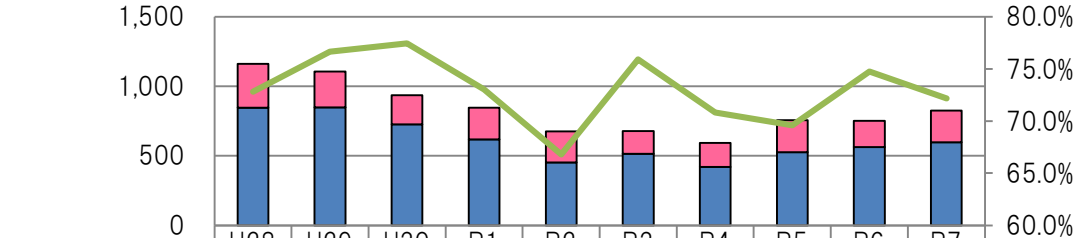
第8　西区における犯罪発生状況

1　刑法犯認知件数

平成 28 年以降の西区における刑法犯認知件数は、令和4年まで減少傾向にありましたが、令和5年に大きく増加しており、その後さらに増加傾向となっています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、7割台前後で推移しています。

図39　西区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	316	258	211	228	224	163	173	230	190	230
窃盗犯件数	846	847	725	617	451	514	420	526	562	596
窃盗犯割合	72.8%	76.7%	77.5%	73.0%	66.8%	75.9%	70.8%	69.6%	74.7%	72.2%

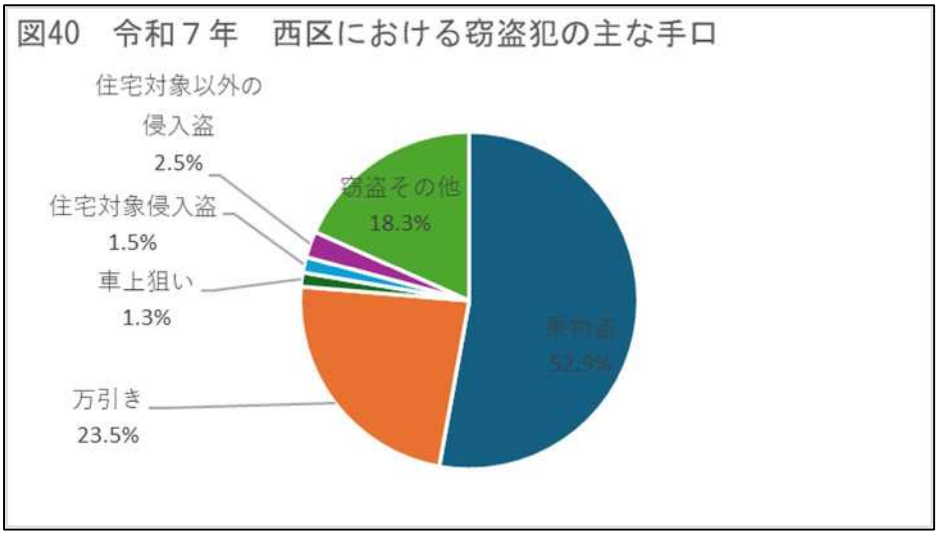
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（596 件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・315 件
・万引き・・・140 件
・車上ねらい・・・8件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・9件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・15 件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・109 件

となっています。

図40　令和７年　西区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去5年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、空き巣は約7割、忍込みは令和5年を除き10割が無施錠で被害に遭っています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率
令和７年	7	4	57.1%	2	2	100.0%	0		
令和６年	15	9	60.0%	2	2	100.0%	1	0	0.0%
令和５年	12	8	66.7%	5	2	40.0%	0		
令和４年	5	4	80.0%	18	18	100.0%	1	1	100.0%
令和３年	18	17	94.4%	26	26	100.0%	0		

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、ばらつきはあるも無施錠被害が多く、令和7年は乗物盗全体の無施錠率は8割を超えています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率
令和７年	1	1	100.0%	5	4	80.0%	309	227	73.5%
令和６年	3	2	66.7%	1	1	100.0%	169	113	66.9%
令和５年	0			0			205	128	62.4%
令和４年	3	1	33.3%	3	0	0.0%	165	133	80.6%
令和３年	0			1	1	100.0%	181	122	67.4%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらいの無施錠率をみると、8割以上が無施錠で、特に令和5年、7年は10割が無施錠で被害に遭っています。

	車上ねらい		
	認知件数		
		施錠無	無施錠率
令和７年	8	8	100.0%
令和６年	15	14	93.3%
令和５年	15	15	100.0%
令和４年	10	8	80.0%
令和３年	26	22	84.6%

4 特殊詐欺の状況

令和7年の特殊詐欺被害は 38 件発生し、被害額は2億 3，950 万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	6	1,576	15	2,948	20	4,395	25	32,876	38	23,950
ニセ警察									12	3,856
オレオレ	3	220	6	1,550	6	750	8	10,585	2	800
預貯金	1	308								
架空料金請求	2	1,048	5	948	5	495	7	535	7	2,198
還付金			2	150	5	1,488	1	98		
融資保証金							1	110		
金融商品					2	1,262				
ギャンブル										
交際あっせん									1	56
キャッシュカード詐欺等			2	300	2	400	1	100		
その他							2	68		
SNS型投資詐欺							5	21,380	12	14,910
SNS型ロマンス詐欺							1	756	4	2,130

被害額単位：万円

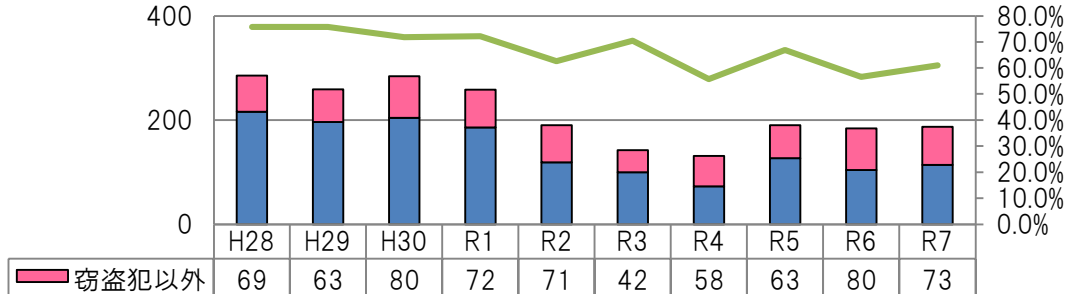
第9　西蒲区における犯罪発生状況

1　刑法犯認知件数

平成28年以降の西蒲区における刑法犯認知件数は、令和4年までは減少傾向にありましたが、令和5年に大きく増加し、その後横ばいとなっています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、平均すると6割台前後で推移しています。

図41　西蒲区における刑法犯認知件数の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
窃盗犯以外	69	63	80	72	71	42	58	63	80	73
窃盗犯件数	216	196	204	186	119	100	73	127	104	114
窃盗犯割合	75.8%	75.7%	71.8%	72.1%	62.6%	70.4%	55.7%	66.8%	56.5%	61.0%

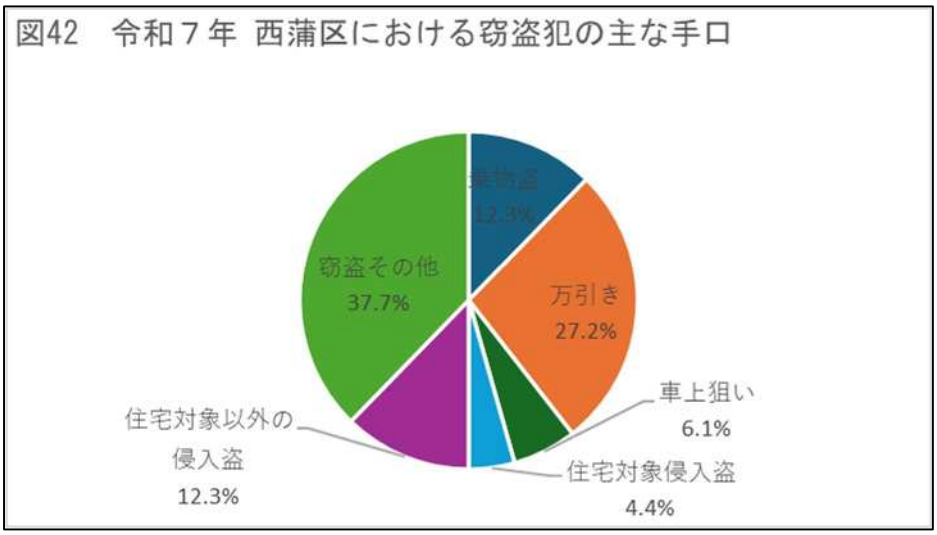
2　窃盗犯の主な手口

令和7年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯（114 件）を手口別でみると、

・乗物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・・・14 件
・万引き・・・31 件
・車上ねらい・・・7件
・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）・・・5件
・住宅対象以外の侵入盗（事務所荒しなど）・・・14 件
・窃盗その他（すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗）・・・43 件

となっています。

図42　令和７年 西蒲区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

（1） 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去7年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、忍込みはすべての被害が無施錠で発生しており、在宅中の施錠が課題となります。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率
令和７年	4	3	75.0%	1	1	100.0%	0		
令和６年	1	1	100.0%	2	2	100.0%	0		
令和５年	8	1	12.5%	3	3	100.0%	0		
令和４年	3	2	66.7%	1	1	100.0%	0		
令和３年	8	8	100.0%	8	8	100.0%	0		

（2） 乗物盗の施錠状況

過去5年間の乗物盗の無施錠率をみると、自転車盗は7割から10割と、年によって率に違いがあるもいずれも高水準です。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率
令和７年	0			0			14	14	100.0%
令和６年	1	1	100.0%	0			12	10	83.3%
令和５年	0			0			19	17	89.5%
令和４年	0			0			15	14	93.3%
令和３年	1	0	0.0%	0			17	13	76.5%

（3） 車上ねらいの施錠状況

過去5年間の車上ねらいの無施錠率をみると、年によって増減はあるもののいずれも半数以上が無施錠で被害に遭っています。

	車上ねらい		
	認知件数		
		施錠無	無施錠率
令和７年	7	5	71.4%
令和６年	4	3	75.0%
令和５年	7	4	57.1%
令和４年	2	1	50.0%
令和３年	13	7	53.8%

4 特殊詐欺の状況

令和7年の特殊詐欺被害は 15 件発生し、被害額は1億5,001万円でした。

	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	1	50	6	1,734	3	104	11	1,032	15	15,001
ニセ警察									5	1,540
オレオレ			2	910					1	3,941
預貯金										
架空料金請求	1	50	2	541	3	104	1	4	2	39
還付金			2	283			3	181		
融資保証金										
金融商品										
ギャンブル										
交際あっせん										
キャッシュカード詐欺等										
その他							3	107		
SNS型投資詐欺							4	740	6	9,433
SNS型ロマンス詐欺							3	3,540	1	48

被害額単位：万円

第4章　重点取り組み事項

第１　全市における取り組み事項

１　特殊詐欺の被害防止対策

発生の多い手口や被害の多くを占めるSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺防止に関する広報啓発活動の実施

例）年金支給日等における特殊詐欺被害防止広報、高齢者を対象とした防犯講習会

２　侵入盗・乗物盗・車上ねらい被害防止のための鍵かけの徹底活動

全区における鍵かけ広報、窃盗被害対策の実施

例）駅駐輪場等における鍵かけ広報等街頭防犯活動

３　子ども対象事件（事案）防止対策

子どもに対する防犯教育や通学路等の安全対策、防犯ボランティア団体への各種支援の実施

例）体験型安全教室の実施、青色回転灯パトロール車によるパトロール活動

第２　各区の重点取り組み事項

各区の特徴と犯罪発生傾向から、区ごとに重点的に取り組む事項を設定します。

１　北区

（１）特徴

新潟東港工業地帯では多くの産業、多様な企業が進出している。

条例でセーフティゾーンに指定している東港周辺では、外国人の経営する中古車業者や短期滞在等で地域との交流を殆どしない外国人もいる。

過去に外国人被害に係る殺人事件等や、日本の生活様式やルールの理解不足等による地域住民のトラブルが発生していることから、地域住民からは、外国人に対する啓発活動や安全パトロールの継続的な実施を求める声が寄せられている。

犯罪発生について、令和５年からの増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、直近の住宅対象侵入盗被害のうち、忍込み被害は無施錠率が１０割となっている。

（２）重点取り組み事項

・在宅時を含んだ住宅の施錠、自転車を始めとした乗り物の施錠の徹底などの窃盗被害対策

・セーフティゾーン（新潟東港）における防犯対策

２　東区

（１）特徴

新潟空港、新潟西港を有し、製造業や小売業など多くの工場や店舗がある。

市内８区の中で3番目の人口を有し多くの市民が居住している。

コミ協・自治会と小学校が連携した子ども安全対策が活発な地域であり、子どもの安全に対する意識が高い。

住宅対象侵入盗の１万人当たりの発生件数は８区中で最も多い（南区と同位）ことから、施錠について重点的な呼びかけが必要である。

（2）重点取り組み事項
・子どもの安全対策の実施
・住宅等の施錠徹底など窃盗被害防止対策

3 中央区

（1）特徴

新潟市内8区の中で最も人口が多く、毎日多数の市民が利用する新潟駅を有するほか、商業施設、飲食施設が集中していることもあり、犯罪認知件数が市内の3分の1以上を占め、特に乗物盗、万引きの1万人当たりの発生件数も8区中で最も多い。

新潟駅前・古町地区などの繁華街を中心に区外からも多くの人が集まり、同地区での客引きが散見される。

（2）重点取り組み事項
・セーフティゾーン（新潟駅前・古町地区繁華街）における防犯パトロールなど防犯対策
・商業施設や駐輪場を中心とした防犯パトロール及び窃盗被害防止広報の実施

4 江南区

（1）特徴

市内中心エリアに近く、通勤等の利便性から若い世帯の居住も多い。

また大規模商業施設が複数あり、年齢別人口における子ども（0歳～14歳）の割合が最も高く、子どもを犯罪から守る対策を図る必要がある。

人口1万人当たりの万引きの発生件数が中央区に次いで高いほか、直近の住宅対象侵入盗被害のうち、居空き被害は無施錠率が10割となっている。

（2）重点取り組み事項
・子どもを犯罪から守る安心・安全対策
・商業施設を中心とした防犯パトロール及び住宅の施錠など侵入盗被害対策

5 秋葉区

（1）特徴

犯罪発生件数はおおむね横ばいで推移しているものの、令和7年の自転車盗認知件数は過去5年間で最も多く、無施錠率も8割を超えている。

窃盗被害のうち、特に車上狙いは直近3年間で10割が無施錠となっている。

また令和7年の特殊詐欺被害は、過去5年間で被害件数・被害額ともに最も多く、特殊詐欺被害防止対策が必要である。

（2）重点取り組み事項
・自転車を始めとした乗り物の施錠徹底など窃盗被害防止対策
・関係機関及び団体と連携した特殊詐欺被害防止対策

６ 南区

（1)特徴

区の中心に主要幹線道路を有しており、市内外居住者の自動車往来が多い。

刑法犯認知件数は市内で西蒲区に次いで2番目に少ないものの、車上狙いの人口１万人当たりの件数が新潟市内の区で最も高い。

また、過去5年の住宅対象侵入盗及び令和6年を除いた車上狙い被害はすべて無施錠状態での被害である。

（2）重点取り組み事項

・駐車場を中心とした防犯パトロールの実施

・住宅を始めとした施錠の徹底など窃盗被害防止対策

７ 西区

（1）特徴

新潟市8区の中で2番目に人口が多い住宅地という特徴を有している。

令和7年の特殊詐欺の被害件数が最も多い。

また、多くのJR駅を有しており、自転車盗を始めとした乗物盗被害の割合が高い。

IOT技術を活用した登下校子ども見守り事業（コマモル）の取組を行っている。

（2）重点取り組み事項

・SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺被害防止広報を始めとした特殊詐欺被害対策

・JR駅を始めとした駐輪場における自転車盗被害対策

・上記子ども見守り事業の周知、広報

８ 西蒲区

（1）特徴

温泉地や市街地が点在しており、高齢化率が最も高い地域である。

刑法犯認知件数、発生比率は市内で最も少ないが、直近の住宅対象侵入盗被害のうち、忍込み被害は無施錠率が１０割となっている他、自転車等の無施錠率が他の区と比較して高い。

（2）重点取り組み事項

・在宅時を含んだ住宅の施錠、自転車を始めとした乗り物の施錠の徹底などの窃盗被害対策

第5章　計画の内容

◆計画の方向性（基本的方向）

推進計画の実現に向け、3つの基本的方向のもと、それぞれの具体的施策により、安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

【目標】　　【基本的方向】

犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現

第1　防犯意識の高いひとづくり

「自らの安全は自ら守る」という意識を高め、防犯活動を促進します。

【推進方策】

1　防犯意識の高揚
2　ひとづくり
3　子どもへの教育

第2　防犯力の高い地域社会づくり

「地域の安全は地域自ら守る」という理念の下、自治会等の各団体がその力を結集することにより、地域の防犯力を高めます。

【推進方策】

1　市民等の防犯活動の推進
2　地域の特性に応じた対策
3　防犯上の配慮を要する者の安全確保
4　犯罪被害者等に対する支援

第3　犯罪が起きにくいまちづくり

犯罪が起きにく地域環境を整えます。

【推進方策】

1　学校等における防犯性の向上
2　通学路等における防犯性の向上
3　公共施設の防犯性の向上
4　道路、公園、駐車（輪）場における防犯性の向上
5　住宅における防犯性の向上
6　店舗等における防犯性の向上
7　防犯カメラ設置者への啓発・普及
8　空地・空家における措置
9　セーフティゾーンでの施策の推進
10　薬物乱用防止対策の推進
11　暴力団排除の推進
12　関係機関との連携の強化

第1　防犯意識の高いひとづくり

1　防犯意識の高揚

（1） 啓発活動

ア　市報にいがた、区役所だより、広報番組、ホームページ等各種広報媒体や、各地域で開催される各種活動・会合等の機会を通じて、その地域の犯罪発生状況等の身近な情報を提供し、市民一人ひとりの自主防犯意識の向上を図ります。

イ　関係機関と連携して各地域の犯罪発生状況に応じた広報啓発活動を行います。

ウ　市内の犯罪情報・不審者情報等の情報を共有するため、様々な媒体やAI等先端技術を活用して効果的な情報を発信して被害防止に努めます。

（2） 防犯講習会

ア　地域の防犯意識の高揚を図るため、防犯講習会の開催を希望する自治会等の各種団体・グループに対し、専門知識を有する講師を派遣します。

イ　受講者の年代・地域を考慮した、効果的な講習会を開催します。

ウ　必要に応じて警察等の関係機関と連携しながら、防犯講習会を開催します。

エ　各広報媒体で防犯講習会の周知を図り、防犯講習会の開催を募ります。

2　ひとづくり

（1） 人材育成

地域防犯活動の活性化と取り組みの継続化を図るとともに、効果的な防犯活動を推進するため、地域の防犯活動の中心となる防犯リーダー※15を育成します。

※15　新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第12条に規定するリーダー。スキルアップや後継者の育成、活動の拡大を目指すための研修会や講習会を受講した防犯ボランティアをいう。

（2） 表彰

市民の自主防犯意識の高揚を図るため、自主的な防犯活動その他の活動において、安心・安全なまちづくりに寄与したと認められる市民・事業者・団体等を表彰します。

（3） 学生ボランティアとの連携

学生ボランティアに対する防犯活動その他活動への参加を促進し、将来を担う防犯意識の高い学生ボランティアを育成します。

3　子ども※16への教育

※16　子ども：乳児、幼児、児童、生徒をいう。

（1） 家庭におけるしつけ

ア　社会ルールに反する行為を行うことがないよう、国や関係機関のリーフレットを通して家庭でのしつけの大切さ等を啓発します。

イ　家庭児童相談・母子自立支援（家庭生活・育児・養育相談等）を通じ子育てやしつけ等に悩みや不安を抱く保護者等の相談に対応し、家庭でのしつけ力の向上を支援します。

（2） 学校等※17における教育

※17　学校等～幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育園等の児童福祉施設をいう。

ア　子どもの規範意識向上に取り組みます。

イ　非行やいじめなど問題行動の防止を図ります。

（3） 地域における教育

子どもの犯罪被害及び非行防止を図るため、ホームページや講習会等を通じて市民の青少年健全育成への意識を高めるとともに、巡視・声かけなどの街頭育成活動を行います。

第2　防犯力の高い地域社会づくり

1 市民等の防犯活動の促進

（1） 個人の防犯活動

地域の安心・安全に関心を持った市民等が、個人でできる「ながらパトロール※18」等持続可能な自主防犯活動の普及促進を図ります。

※18 ながらパトロール～パトロールの一形態で、買い物や犬の散歩等をしながら、ついでに腕章などを着用し、周囲に気を配るパトロールで誰でも気軽に無理なくできる。

（2） 地域における防犯活動

ア 各地区防犯組合をはじめ自治会・町内会・コミュニティ協議会等の地域団体における防犯活動を支援します。

イ 地域団体等への青色回転灯パトロール車※19 の普及を呼びかけ、新規団体の登録を促すとともに、青色回転灯の貸与等、活動を支援し、防犯パトロールの拡充を図ります。

※19 青色回転灯パトロール車～防犯パトロールでの犯罪抑止効果を高めるため、防犯パトロール車に青色回転灯を装着した車両をいう。

ウ 防犯団体立ち上げの支援を行います。

（3） ボランティア団体等との連携

ア 各地域における防犯活動の活性化を図るため、ボランティア団体等との連携を図ります。

イ ボランティア団体や地域団体相互間の連携を促進するため、防犯活動の情報や防犯活動に取り組んでいる団体に関する情報を提供し、ネットワークの拡充を図ります。

（4） 事業所等との連携

各地域における防犯活動の拡充を図るため、事業所等との連携を図ります。

（5） 防犯活動の裾野の拡大

犯罪のない安心・安全なまちづくりに対する市民の関心と理解を深めるため、「防犯月間」※20「防犯の日」※20 において表彰や広報啓発活動を行います。

※20 「防犯月間」「防犯の日」～市民等の「安心・安全なまちづくり」に関する気運を盛り上げ、継続的な活動を展開するため、条例で毎年 10 月を「防犯月間」、10 月第 3 水曜日を「防犯の日」と定めたもの。

2 地域の特性に応じた対策

（1） 繁華街における環境健全化活動

ア 公共の場所における違法な客引き等の禁止及び環境健全化に関する意識啓発を行います。

イ 違法な客引き等を抑止するため、地域住民・事業者・警察・行政等の各関係機関団体が協働し、防犯パトロール等の環境健全化活動を行います。

ウ 防犯活動モデル地域において、先端技術を活用した悪質な客引き行為の抑止及び客引きの実態把握に向けた分析を行うことで、繁華街の環境健全化を図ります。

エ 「ぽい捨て・路上喫煙防止条例」の周知や違反者への指導・過料徴収を行います。

（2） 事業所集中地域等における対策

工業団地・流通団地その他事業所集中地域、港湾周辺地域等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民・事業者・警察等と連携して防犯パトロール等を行います。

（3） その他の地域における対策

住宅街・商店街・農業地帯等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民・警察等と連携してその地域の特性に応じた対策を推進します。

3 防犯上の配慮を要する者の安全確保

（1） 子ども等を守る取組み

ア 学校・家庭・地域団体等、子どもに携わる機関との連携を強化し、犯罪情報等の交換に努めます。

イ 市立の全小学校において、子どもが自ら危険を回避できる能力を身につけるための安全教育を実施します。

ウ 通学路や子どもが被害に遭いやすい場所で、青色回転灯パトロール車、新潟市職員パトロール※21によるパトロールを推進します。

※21 新潟市職員パトロール～職員が公用車での目的地への往復時に周囲を監視しながら行うながらパトロールをいう。

エ 青少年※22の非行を未然に防止するため、青少年育成員等による街頭育成活動を推進します。

※22 青少年：小学生から 20 歳未満の者をいう。

オ 児童虐待、非行の問題等幅広い相談に対応するため、身近な区役所の相談窓口や専門的な児童相談所等での相談・支援体制を強化します。

（2） 女性の安全対策

ア ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に関する啓発活動を推進します。

イ 女性の安全対策にかかる防犯講習会を開催します。

ウ 女性が被害者となる犯罪に関する相談・指導等の支援を行います。

（3） 高齢者の安全対策

ア 高齢者を対象とした防犯講習会を開催します。

イ 高齢者に接する機会の多い民生委員・児童委員・介護支援専門員等に対して、犯罪被害の防止についての意識啓発を推進し、犯罪被害の早期発見や未然防止に努めます。

ウ 高齢者虐待の未然防止のため、市民への意識啓発や関係機関との連携を推進するとともに、虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。

エ 高齢者の犯罪被害や虐待の背景には、認知症への理解不足もあると考えられることから、認知症への正しい理解の普及と、相談窓口の周知に努めます。

（4） 障がい者の安全対策

障がい者及び障がい者と接する機会の多い福祉関係者等を対象に犯罪被害の防止についての意識啓発に取り組みます。

4 犯罪被害者等[※23]に対する支援

※23 犯罪被害者等：犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（1）相談・支援体制の強化

ア 犯罪被害者等の支援を総合的に行う窓口を設置し、庁内関係所属・関係機関等との連絡調整を図り、犯罪被害者等からの相談対応、支援に関する情報提供を実施します。

イ 犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議を設置し、犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進します。

（2）犯罪被害者等のニーズに応じた支援

犯罪被害者等に対し、犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう見舞金、助成金の支給及び資金の貸付を行うほか、犯罪被害者等のニーズに応じて、保健医療・福祉サービスや居住の安定にかかる支援等を実施します。

（3）広報及び啓発

犯罪被害者等のおかれた立場を理解してもらうため、犯罪被害者等基本法で定める「犯罪被害者月間」や新潟県犯罪被害者等支援条例で定める「被害者支援を考える月間」等を活用して啓発活動を行います。

（4）関係機関・団体との連携及び協力

ア 犯罪被害者等の支援にあっては、新潟県・警察・民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携を図ります。

イ 民間の犯罪被害者支援団体の活動を支援します。

第3　犯罪が起きにくいまちづくり

1 学校等における防犯性の向上

（1） 安全確保対策

不審者の侵入防止対策や不審者侵入時の危機管理マニュアルの見直しと必要に応じた改訂、休日等及び校外活動時における安全確保対策を講じ、子どもの安全確保に努めます。

（2） 安全対策設備等の設置及び点検･整備

学校等の安全管理を徹底するため、施設や設備の設置及び点検･整備に努めます。

（3） 緊急時に備えた安全体制の確立

不審者が侵入し、子どもに危険が迫った場合等の緊急時に備えるため、「危機管理マニュアル」に基づき、安全対策の徹底に努めます。

（4） 安全教育の充実

児童等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を理解し、犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を獲得できるように安全教育を実施するとともに、保護者に対して啓発を行います。

（5） ネット上における犯罪の防止

インターネットや携帯電話等を利用する中で、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれないように、携帯電話等におけるフィルタリング※24 の普及や情報の利用について啓発や指導･助言を行います。

※24　フィルタリング～インターネットのウェブサイトなどを一定条件で分類･制限する機能のことで、未成年者が有害サイトを閲覧できないようになる。

（6） 地域住民、関係機関等との連携

保護者、地域、関係団体及び警察等の関係機関との連携を図り、子どもの安全確保に努めます。

2 通学路等※25 における防犯性の向上

※25　通学路等～通学、通園等に利用される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等をいう。

（1） 地域住民、関係機関等との連携

子どもの安全確保のために、学校、地域住民、警察、行政等が連携した協力体制の整備及び不審者情報の共有化等を推進し、通学路等における子どもに対する犯罪の防止を徹底します。

（2） 通学路等における子どもの危険防止活動

教職員等による校内安全推進体制等安全確保のための体制整備や地域の実情に応じた安全な通学路の指定により、通学路等における犯罪の防止に努めます。

（3） 安全教育等の推進

保護者及び関係機関等と連携して通学路等での子どもの安全を確保するため、市立の全小学校を対象とした体験型安全教室をはじめとする実践的な安全教育等の実施に努めます。

（4） 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における見通しの確保や、歩車道の分離等、通学路等の実情に応じた整備に努めます。

3 公共施設の防犯性の向上

市が整備する公共施設について、見通しが確保できるよう配慮した計画により犯罪防止に努めます。

4 道路、公園、駐車(輪)場における防犯性の向上

(1) 防犯性の高い道路の整備・普及

道路について、必要に応じて防護柵・植栽帯による歩道と車道の分離、路上における照度の確保等施設整備及び施設改善に努めます。

(2) 防犯性の高い公園の整備・普及

公園について、園内の見通しなどに配慮した施設整備や施設改善に努めます。

(3) 防犯性の高い駐車(輪)場の整備・普及等

ア 駐車(輪)場について、周囲及び場内の見通しの確保、明るさの確保等、施設整備及び施設改善に努めます。

イ 大規模小売店舗の駐車(輪)場の防犯対策について、店舗を設置しようとする事業者に対し、効果的な防犯対策を講じるよう働きかけます。

ウ 公共の場所における路上等の放置自転車対策を行うとともに、駐輪場内の長期放置自転車対策を推進します。

エ 関係機関と協働し、駐輪場において広報啓発活動を実施することで、監視性の確保及び領域性の強化に努めます。

5 住宅※26における防犯性の向上

※26 住宅:一戸建て住宅及び共同住宅をいう。

(1) 建築事業者等に対し、「住宅の犯罪防止に関する指針」の普及を進めます。

(2) 防犯性の高い住宅を普及させるため、防犯機器や防犯部品等の紹介や防犯意識の高揚を図ります。

6 店舗等※27における防犯性の向上

※27 店舗等:店舗、事務所、工場、倉庫等をいう。

コンビニエンスストア営業者やショッピングセンター等の大規模小売店舗の設置者に対して、防犯性向上のために必要な情報の提供、指導、助言を行います。

7 防犯カメラ設置者への啓発・普及

防犯カメラを設置する者に対して、防犯カメラの適正な設置や画像の適正な取扱い等の県で定める「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」に基づき、プライバシー等に配慮した適正な設置及び運用の普及を図ります。

8 空地・空家における措置

管理状態に防犯上支障がある空地・空家について、その所有者に対し、適切な防犯措置を講ずるよう指導を行います。

9 セーフティゾーン※28での施策の推進

※28 セーフティゾーン:条例に基づいて指定した、古町・新潟駅周辺の繁華街及び新潟東港周辺の地域をいう。

（1）「セーフティゾーン」として指定している防犯活動モデル地域において、市、市民、事業者、警察等が協働して重点的に施策を推進します。
（2）AI防犯カメラ等、先端技術を用いた防犯施策を推進します。

10 薬物乱用防止対策の推進

国の機関、県、関係団体及び警察等の関係機関との連携を図り、大麻等の薬物乱用防止の広報啓発活動を推進し、薬物乱用防止を図ります。

11 暴力団排除の推進

（1）「暴力団を利用しない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を恐れない」ことを基本理念として、市民、自治会等、事業者及び市が一丸となって暴力団排除に取り組みます。
（2）新潟県暴力団排除条例を遵守し、新潟市内で開催される祭礼等（祭り、花火大会等）からの暴力団排除を推進します。

12 関係機関・団体との連携の強化

効果的な広報啓発活動や犯罪発生状況に応じた施策の推進のため、国の機関、県、関係団体、警察等との連絡を密にし、連携の強化を図ります。

第6章　目標

第１　重点目標

１　新潟市主催（共催含む）による街頭防犯活動実施数

市民が安心して･安全に生活するためには、犯罪を未然に防止するため自主防犯の必要性等を認識し、防犯意識の高揚を図ることが大切です。

本市では、各区の犯罪発生状況等に応じて、効果的な街頭防犯活動を実施して市民の自主防犯力を高め、犯罪抑止に努めます。

各区における街頭防犯活動目標回数（毎年度）							
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
17	17	17	17	17	17	17	17

市全体
136回

前計画目標　市全体 128 回

（参考）

各区における街頭防犯活動回数（令和３年度～令和７年度）									
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
令和７年度	13	26	15	4	33	13	21	11	136
令和６年度	8	22	11	4	23	8	17	2	95
令和５年度	11	30	20	3	17	15	20	5	121
令和４年度	2	13	20	7	13	14	19	8	96
令和３年度	6	16	13	4	14	8	13	3	77

２　防犯講習会開催数

市民の「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図るため、防犯講習会を開催します。

防犯講習会目標回数（毎年度）			
防犯リーダー研修会など	さわやかトーク（一般対象）	さわやかトーク（ひまわり対象）	子どもの体験型安全教室
1	30	20	105

市全体
156回

前計画目標　市全体 156 回

（参考）

防犯講習会開催数（令和３年度～令和７年度）					
	防犯リーダー研修会など	さわやかトーク（一般対象）	さわやかトーク（ひまわり対象）	子どもの体験型安全教室	合計
令和７年度	1	15	19	105	140
令和６年度	1	14	58	105	178
令和５年度	1	11	44	106	162
令和４年度	1	7	28	106	142
令和３年度	1	2	47	106	156

※29 さわやかトークは市民生活課において実施するもの。

※30 子どもの体験型安全教室には、民間会社に実施委託校を含む。

第2　その他の目標

1 にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数

登録団体数を拡充し、活動への支援、団体相互の連携を促進します。

各区における目標登録数（令和13年度末）							
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
18	52	60	27	21	14	51	17

市全体
260団体

前計画目標　市全体 245 団体

（参考）

各区におけるボランティアネットワーク登録数（令和７年度）									
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	区合計
防犯団体数	22	93	205	46	44	28	74	31	543
登録数	17	50	55	26	18	10	50	15	241

2 青色回転灯装備車委嘱団体数

各地域における自主防犯パトロールを活性化するため、青色回転灯装備車を使用してパトロールを実施する団体への委嘱を推進します。

各区における目標団体数（令和13年度末）							
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
11	2	3	1	2	2	2	1

市全体
24団体

前計画目標　市全体 24 団体

（参考）

青色回転灯装備車委嘱団体数（令和７年度）								
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
10	1	2	0	1	1	0	0	15

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画

参考資料

◆新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

◆学校等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

◆通学路等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

◆道路等の犯罪の防止に関する指針

◆住宅の犯罪の防止に関する指針

◆新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

目次

前文
第1章　総則（第１条－第8条）
第2章　市民等の自主防犯活動の促進（第9条－第16条）
第3章　都市環境健全化の推進（第17条－第19条）
第4章　防犯性の高いまちづくりの推進（第20条－第26条）
第5章　犯罪被害者等に対する支援（第27条）
第6章　公共の場所における迷惑行為の禁止等（第28条－第32条）
第7章　補則（第33条）
附則

近年、国際化、都市化、情報化及び高齢化の進展などに伴う社会情勢の変化、多様化する生活形態や規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、市民に不安を与え、将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

安心して安全に暮らすことのできる地域社会を実現することは、新潟市が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。

犯罪の起こりにくいまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないよう心がけ、自治会・町内会や地域コミュニティ協議会など地域が一体となって広報啓発活動及び子どもたちの安全教育を行うことはもとより、犯罪者に犯罪の機会を与えない社会環境を作り出す工夫を施すなど、地域の防犯力の向上に努めるとともに、人と人とのきずなを大切にし、互いに支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていくことが重要である。

ここに、私たちのふるさとが、住む人にとっても、訪れる人にとっても、愛着の持てる安らぎのあるまちとして将来に引き継がれていくよう、安心して安全に暮らすことのできるまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

～第1章　総則～

（目的）

第1条　この条例は、犯罪のない安心・安全なまちづくり（以下「安心・安全なまちづくり」という。）について、市の責務並びに市民、自治会等（自治会、町内会、地域コミュニティ協議会その他の地域的な協働活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本となる事項等を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条　安心・安全なまちづくりは、市及び市民等（市民、自治会等及び事業者をいう。以下同じ。）が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

（1）　自らの安全は自ら守り、及び地域の安全は地域自ら守るという防犯意識の高揚

を図ること。
（2） お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
（3） 警察、防犯協会その他関係機関（以下「警察等」という。）との協働を強め、犯罪の防止を図ること。
（4） 飲食店、小売店舗その他の店舗が集積する地域（以下「繁華街」という。）の環境の健全化を図ること。
（5） 国際化の進展に対応した、誰もが安心して安全に暮らせる港まち新潟の環境整備を図ること。
2 安心・安全なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

（市の責務）
第3条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、安心・安全なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県及び警察等との連絡調整を緊密に行うものとする。
3 市は、安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（市民の役割）
第4条 市民は、基本理念にのっとり、お互いに協力して市、自治会等及び事業者と連携して地域活動に取り組み、安心・安全なまちづくりを推進するとともに、公共の場においては他者に迷惑をかけることのないように努めなければならない。
2 市民は、安心・安全なまちづくりに必要な知識を積極的に習得し、自らの安全の確保に努めなければならない。
3 市民は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（自治会等の役割）
第5条 自治会等は、地域の防犯力を高めるうえで中核的な役割を担うものであることを認識し、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と連携して地域の実情に応じて自主的な活動に取り組むよう努めなければならない。
2 自治会等は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）
第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを認識し、地域活動に積極的に参加するとともに、市、市民及び自治会等と連携して、安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。
2 事業者は、市内に所有し、占有し、又は管理する施設及びその市内における事業活動に関し、防犯活動に関する責任者を配置するなど自ら安全の確保に努めるとともに、安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。
3 事業者は、従業員に安心・安全なまちづくりに必要な知識を習得させる機会を与えるように努めなければならない。
4 事業者は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（財政上の措置）
第7条　市は、安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（推進計画の策定等）
第8条　市長は、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
2　市長は、推進計画の策定、変更等に当たっては、あらかじめ、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。
3　市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、公表するものとする。

～第2章　市民等の自主防犯活動の促進～
（広報及び啓発）
第9条　市は、安心・安全なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（市民等の自主的な活動の促進）
第10条　市は、市民等が行う安心・安全のためのパトロール、防犯講習会、通学路安全点検その他の安心・安全なまちづくりに関する自主的な活動を促進し、これが継続的かつ効果的に行われるよう、情報の提供、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（防犯の日及び防犯月間）
第11条　市民の防犯意識の高揚及び市民参加による安心・安全なまちづくりの活動を促進するため、10月の第3水曜日を新潟市防犯の日とし、10月を新潟市防犯月間とする。

（人材育成等）
第12条　市は、地域で防犯活動を行うリーダーを育成し、その活動を支援するものとする。

（モデル地域の指定）
第13条　市長は、安心・安全なまちづくりに関する活動を推進するため、重点的に施策を推進する地域として防犯活動モデル地域を指定することができる。

（表彰）
第14条　市長は、自主的な防犯活動その他の活動において、安心・安全なまちづくりに寄与したと認められる市民等を表彰することができる。

（防犯上の配慮を要する者の安全確保）

第15条　市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育園等の児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに市民等と連携し、防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないための教育及び啓発を行うとともに、安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

（児童、生徒等の規範意識を高めるための措置）

第16条　市は、学校等及び市民等と連携し、幼児、児童及び生徒の規範意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

～第3章　都市環境健全化の推進～

（地域の特性に応じた対策の推進）

第17条　市は、市民等及び警察等と連携し、及び協力して、住宅街、商店街、農業地域等の地域の特性に応じた防犯対策及び環境の健全化の推進に努めなければならない。

（繁華街における対策）

第18条　市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに地域住民は、警察等と相互に連携し、誰もが安心して安全に訪れることのできる繁華街になるよう必要な措置を講じ、環境の健全化の推進に努めなければならない。

（事業所集中地域等における対策）

第19条　市及び市民等は、工業団地、流通団地その他の事業所集中地域、港湾周辺地域等における防犯対策及び環境の健全化を推進するため、警察等と相互に連携し、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めなければならない。

～第4章　防犯性の高いまちづくりの推進～

（公共施設の整備等）

第20条　市長は、公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪の防止に努めなければならない。

（学校等における措置）

第21条　市長及び教育委員会は、共同して、学校等において乳児、幼児、児童及び生徒（以下これらを「子ども」という。）が犯罪に遭わないための対処方法の指導、緊急時に備えた体制整備、施設の点検及び整備等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2　学校等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（通学路等における措置）

第22条　市長及び教育委員会は、共同して、通学、通園等に利用される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）について安全点検、安全な環境の整備等子どもに対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2　通学路等を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等及び市民等は、警察

等と連携して、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（道路等における措置）

第23条　市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、周囲からの見通しの確保、さくの設置等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2　道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（住宅における措置）

第24条　市長は、住宅（共同住宅を含む。以下同じ。）について、犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2　市内において、住宅を建築する建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者（以下「建築主等」という。）は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（店舗等における措置）

第25条　事業者は、店舗、事務所、工場、倉庫等（以下「店舗等」という。）の構造及び設備の防犯性向上に努めるとともに、従業員による防犯体制の整備、休日、夜間における警備員の見回り等犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者は、その集客力、夜間営業の増加等による周辺地域への影響を勘案し、駐車場の管理を徹底することなどにより犯罪行為の未然防止に努めなければならない。

3　市は、事業者に対して、店舗等の防犯性向上のために必要な情報の提供、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（土地又は建物の管理者の措置等）

第26条　市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、地域における犯罪防止のため、その土地又は建物に係る安全な環境を確保し、適正な管理に努めなければならない。

2　市内に空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3　市長は、空地又は空家の管理状態に防犯上支障があると認められるときは、その所在地を管轄する警察署長と協議のうえ、当該空地又は空家の所有者又は管理者に対し、必要な改善を行うよう指導することができる。

4　市は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、その空地又は空家に立ち入り、その状況を調査し、並びにその所有者、占有者及び管理者の氏名等を調査

することができる。
5　市長は、第3項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
6　市長は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

～第5章　犯罪被害者等に対する支援～

（犯罪被害者等に対する支援）

第27条　市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

～第6章　公共の場所における迷惑行為の禁止等～

（定義）

第28条　この章において「接客飲食店等営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

（1）　営業所を設けて、当該営業所において客に飲食させる営業のうち、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして営むもの

（2）　営業所を設けて、当該営業所において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供して営むもの

（3）　人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設において、客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者をその客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

（客引き行為等の禁止）

第29条　何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）　接客飲食店等営業の客となるように客引き（相手方を特定して、客となるよう誘うことをいう。以下同じ。）をし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

（2）　接客飲食店等営業に関する情報の提供を行うための施設の客となるように客引きをし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

（3）　前2号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをすること。

2　何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

（勧誘行為の禁止）

第30条　何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 接客飲食店等営業において、人に接する役務に従事するように呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して勧誘すること。
（2） 人の性的好奇心をそそる行為を撮影するための被写体となるよう勧誘すること。
2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

（ピンクビラ等配布行為の禁止等）
第31条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
（1） 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他これらに類する文書図画又は物品（以下「ピンクビラ等」という。）を配布すること。
ア 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵
イ 人の性的好奇心をそそる、人の水着姿、各種制服姿等の写真であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの
ウ 人の性的好奇心をそそる役務の提供又は当該役務に従事する者の募集を表し又はこれを推測させる文言等
エ 人の性的好奇心をそそる物品等の販売を表す文言等であって、人を著しく羞恥させるような卑わいなもの
（2） 公衆電話ボックス、公衆便所その他公衆が自由に出入することができる建築物の内部又は公衆が見やすい屋外の場所にピンクビラ等を表示し、又は配置すること。
（3） みだりに人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設の客室にピンクビラ等を配り、又は差し入れること。
2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

（ピンクビラ等の除却及び廃棄）
第32条 土地、建物又は工作物の管理者は、それらに表示され、又は配置されたピンクビラ等を速やかに除却し、又は廃棄するよう努めなければならない。
2 何人も、前条第1項第2号の規定に違反して公共の場所に表示され、又は配置されたピンクビラ等を除却し、又は廃棄することができる。
3 何人も、正当な理由なく、前項の規定による除却又は廃棄を妨害してはならない。
4 市長は、前項の規定による除却及び廃棄が適切に行われるよう、講習その他の必要な施策を講ずるものとする。

～第7章 補則～
（その他）
第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

学校等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

第1　通則

1　目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第21条第1項の規定に基づき、学校等（※注1）において、子ども（乳児、幼児、児童及び生徒等をいう。以下同じ。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、学校等における子どもに対する犯罪を防止することを目的とする。

2　基本的な考え方

（1） この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における子どもの安全を確保するための具体的方策を示すものである。

（2） この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。

（3） この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3　防犯の基本原則

学校等において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、施設等の配置計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

（1） 周囲からの見通しの確保〈監視性の確保〉

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

（2） 領域の明確化〈領域性の強化〉

囲障や扉等により守るべき領域を明確にすることにより、犯罪を起こさせない領域を確保する。

（3） 犯罪企図者の接近の防止〈接近・侵入の抑制〉

配置計画や動線計画等により、直接的に犯罪企図者の動きを制限し、学校等の敷地内や建物内における守るべき領域への接近・侵入を妨げ、子どもの被害及び侵入・窃盗等の犯罪を抑止する環境を確保する。

（4） 部材、設備等の強化〈抵抗性の強化〉

犯罪企図者による侵入及び破壊を困難にするため、防犯性の高い建物部品を使用する。

第2　具体的な方策

学校等の管理者等は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等をいう。）の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うことにより、安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域、関係機関及び関係団体との連携を図り、安全推進体制の整備に努めるものとする。

1　安全確保対策

学校等の管理者等は、平常時における安全体制を確立するため、次に掲げる

対策の実施に努めるものとする。

（1） 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入防止対策

ア 出入口の限定

イ 門扉の施錠等の措置

ウ 関係者以外の立ち入りを禁止する旨の立て札又は看板の設置

エ 来訪者用の入口及び受付の明示

オ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請

カ 子どもを送迎する者の身元の確認

キ 来訪者へのあいさつ及び声掛けの励行

ク 不審者の侵入を防ぐための防犯カメラ等監視装置の効果的な運用及びその他の防犯機器の配備

ケ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした職員室・事務室、ボランティア室等の配置

コ 不審者が侵入しようとし、又は侵入した場合に対処するための防犯ベル等及び警備会社や警察への緊急通報装置の設置

サ 職員玄関への職員室等と連動したインターホン、オートロックの設置（職員室又は事務室が接地階以外に配置されている場合に限る。）

シ 教職員等による学校内外の巡回の実施

（2） 校外活動時における安全確保対策

ア 子どもに対する防犯ブザーの貸与、携行等

イ 校外活動訪問先等の校外機関との連携

ウ 校外活動時の連絡通報体制の整備

（3） 休日等における安全確保対策

ア 始業前、放課後、休日等（以下「休日等」という。）に学校等において子どもが活動する際の防犯体制の整備

イ 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置

ウ 不審者侵入時の危機管理マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）の策定

2 施設・設備の設置、点検及び整備

学校等の管理者等は、学校等の安全管理を徹底するため、次に掲げる施設・設備の設置、点検及び整備に努めるものとする。

（1） 門扉、囲障、外灯、施設の出入口、窓、鍵等

（2） 職員室・事務室、ボランティア室等

（3） 警報ベル、ブザー、防犯カメラ等の防犯設備及び警備会社又は警察への緊急通報装置

（4） 校内放送設備、インターホン及びオートロック

（5） 死角の原因となる植栽、立木等

（6） 避難の妨げとなる障害物

（7） さすまた、防犯スプレーその他の不審者侵入に備えた防犯用具

3　緊急時に備えた安全体制の確立

学校等の管理者等は、不審者が侵入し、子どもに危険が迫った場合等の緊急時に備えるため「危機管理マニュアル」に基づき、次の事項の徹底に努めるものとする。

（1） 安全確保を徹底させるための教職員等に対する指導及び研修・訓練の計画及び実施
（2） 学校の近隣において子どもに危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者及び地域への連絡並びに子どもの登下校の方法の決定
（3） 近隣の学校間における情報提供体制の整備
（4） 学校の内外における巡回及び安全確保についての警察、消防等への要請
（5） 不審者が学校に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における不審者に対する監視、侵入阻止及び排除の体制の確立、子どもへの注意喚起及び子どもの避難誘導の方法並びに警察、消防等の関係機関への通報体制を確立し、これらに係る教職員の役割分担を明確にすること。
（6） 警察、消防等との子どもの安全確保に対する情報交換の実施
（7） 警察、消防の協力の下での教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当訓練等の実施
（8） 学校、警察、県、市及びその他関係機関の間における情報連絡網の整備
（9） 子どもの安全確保に有効な用具（さすまた等）の設置場所の確認及び使用方法の訓練
（10） 職員室等への緊急連絡方法の整備（警報機等の設置場所の確認及び使用方法の訓練）
（11） 遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡方法の整備
（12） 休日等の緊急連絡方法の整備

4　安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等（幼児、児童及び生徒をいう。以下同じ。）が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を獲得できるよう、次のような取組みを行うとともに、保護者に対して啓発に努めるものとする。

（1） 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練その他の防犯訓練の実施
（2） 地域における危険箇所、「こども110番の家」（※注2）等の周知
（3） 「地域安全マップ」（※注3）の作成等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施
（4） 児童等の規範意識を高めるための教育の実施

5　地域住民、関係機関等との連携

（1） 保護者、地域及び関係団体との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会等、青少年育成団体等）と連携し、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

ア　学校等の敷地内及び周辺のパトロールの協力体制の確立

イ 「こども110番の家」との連絡及び協力並びに「こども110番の家」の設置数の拡大及び所在地の周知
ウ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立
エ 不審者情報等の周知の方法の確立
オ 子どもの登下校時等における見守り活動

（2） 市、警察、消防その他の関係機関との連携

学校等の管理者等は、市、警察、消防その他関係機関との連携を図り、子どもの安全を確保するため次のような対策の実施に努めるものとする

ア 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立
イ 関係機関の協力による安全教室、防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
ウ 緊急時の連絡体制の確立
エ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応
オ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

（注1）「学校等」とは、次の施設をいう。
（1） 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
（2） 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
（3） 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
（4） 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
（5） 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

（注2）「こども 110 番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

（注3）「地域安全マップ」とは、どのような場所で犯罪が起こりやすいかを理解し、危険を回避する能力を向上させるため、子どもが実際に地域を歩いて、犯罪が起こりやすい場所である「入りやすい場所」や「見えにくい場所」などを確かめ、発見したことや感じたことをまとめ書き込んだマップをいう。

通学路等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

第1　通則

1　目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第22条第1項の規定に基づき、通学路等（通学、通園等に利用される道路及び子ども（乳児、幼児、児童及び生徒等をいう。以下同じ。）が日常的に利用する公園、広場等をいう。以下同じ。）における子どもの安全を確保するために必要な方策を示すことにより、通学路等における子どもに対する犯罪を防止することを目的とする。

2　基本的な考え方

（1） この指針は、通学路等における子どもに対する犯罪の防止のための具体的な方策を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（2） この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の整備状況、地域住民の意見等の実情に応じて運用するものとする。

（3） この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3　防犯の基本原則

通学路等において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、通学路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

（1） 周囲からの見通しの確保〈監視性の確保〉

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

（2） 周辺居住者の共同意識の向上〈領域性の強化〉

周辺居住者がコミュニティの形成、環境の維持管理及び防犯活動を活性化し、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

（3） 犯罪企図者の接近の防止〈接近の抑制〉

フェンス、さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入場所をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2　具体的な方策

1　地域住民、関係機関等との連携

通学路等を設置し、又は管理する者（以下「管理者等」という。）、子どもの保護者、学校等（※注1）及び市民等（市民、自治会等及び事業者をいう。）は警察等（警察、防犯協会その他関係機関をいう。）と連携して、次により通学路等における子どもに対する犯罪の防止に努めるものとする。

（1） 子どもの安全確保のための協力体制の整備

子どもの登下校時の見守り活動、パトロール、緊急時の保護活動その他子どもの安全確保のための活動に関する協力体制の整備

（2） 不審者情報の共有化等

ア　不審者のはいかい等、子どもの安全確保に関する情報の警察、学校等関係

機関への早期通報
イ　不審者情報等を地域及び近隣学校で共有するための連絡体制及び情報に対応した被害防止対策を講ずるためのシステムの整備
（3） 通学路等の安全点検及び危険箇所等の改善に向けた取組み
ア　地域ぐるみでの安全点検等、犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所の把握
イ　管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者へ協力要請
（4） 安全情報の周知及び注意喚起
安全上特に注意を払うべき場所、交番・駐在所・「こども110番の家」（※注2）等の緊急時に避難できる場所等、安全確保にかかる情報の周知及び注意喚起

2　通学路等における子どもの危険防止活動

学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）は、次により通学路等における犯罪の防止に努めるものとする。
（1） 安全確保の体制整備
ア　教職員等による校内安全推進体制の整備
イ　危険な状況が発生した場合のマニュアル等の策定
ウ　保護者、地域、警察、近隣学校及び福祉施設間における緊密な連絡体制の確立
（2） 安全な通学路の指定
保護者及び関係機関等との連携による地域の実情に応じた安全な通学路の指定

3　安全教育等の推進

学校等の管理者等は、保護者及び関係機関等と連携し、通学路等における安全確保のため、次により安全教育等の推進に努めるものとする。
（1） 実践的な安全教育の実施
ア　危険を予測し回避する能力及び危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導
イ　「地域安全マップ」（※注3）作成への子どもの参画及び「地域安全マップ」を活用した危険箇所の周知等
ウ　不審者に遭遇した場合等における、警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡の徹底
エ　複数名による登下校等の指導
（2） 保護者に対する要請
ア　家庭における安全教育の実施
イ　子どもが不審者に遭遇した場合等の速やかな110番通報

4　通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努めるものとする。
（1） 見通しの確保
ア　周囲からの見通しが確保されていること。

イ　通学路等内の植栽及び街路樹並びに通学路等に接する敷地内の植栽等の維持管理が行き届いていること。

ウ　死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

（2）　歩車道の分離等

ア　道路については、構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。

イ　歩車道の分離が不可能な場合は、防護柵の設置等の工夫により安全が確保されていること。

ウ　降雪期には除排雪による歩車道の幅員確保に配慮すること。

（3）　防犯灯等の整備

防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注4）が確保されていること。

（4）　緊急時の子どもの保護拠点の設置

ア　通学路等の周辺に「こども110番の家」等の緊急時に子どもを保護する拠点が設けられていること。

イ　必要に応じて防犯ベル等の防犯設備等が設けられていること。

（5）　子どもの安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯設備の設置

見通しが悪く延長距離の長い地下道、高架下、歩道橋等で、特に子どもの安全確保上注意を払うべき箇所には、防犯ベル等の通報装置が設けられていること。

（6）　その他の安全対策

通学路等の実情に応じ、危険箇所の注意表示、施設の安全点検、駐車禁止、車の進入規制等の措置を講ずること。

附　則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

（注1）「学校等」とは、次の施設をいう。

⑴学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

⑵学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの

⑶学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒

又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの

⑷児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設

⑸児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

（注2）「こども 110 番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

（注3）「地域安全マップ」とは、どのような場所で犯罪が起こりやすいかを理解し、危険を

回避する能力を向上させるため、子どもが実際に地域を歩いて、犯罪が起こりやすい場所である「入りやすい場所」や「見えにくい場所」などを確かめ、発見したことや感じたことをまとめ書き込んだマップをいう。

（注4）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

道路等の犯罪の防止に関する指針

第1　通則

1　目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第23条第1項の規定に基づき、道路等（道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場をいう。以下同じ。）の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い道路等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2　基本的な考え方

（1） この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備をする際に配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（2） この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者（道路等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。

（3） この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施することとし、市民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。

（4） この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3　防犯の基本原則

道路等において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

（1） 周囲からの見通しの確保〈監視性の確保〉

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

（2） 周辺居住者の共同意識の向上〈領域性の強化〉

周辺居住者がコミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活性化し、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

（3） 犯罪企図者の接近の防止〈接近の抑制〉

フェンス、さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入場所をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2　配慮すべき事項

1　道路

（1） 歩道と車道の分離

道路の構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案し、必要に応じ防護柵（ガ

ードレール、ガードパイプ等）、植栽帯等により歩道と車道が分離されたものであること。

（2） 見通しに配慮した安全施設、植栽等の整備

道路内の安全施設、植栽等については、車道、歩道、沿道施設（建物、駐車場、公園、その他の空き地等をいう。）からの見通しが配慮され、視線を遮らない配置や管理がされていること。

（3） 路上における照明の確保

防犯灯及び道路照明灯（※注1）が適切に設置されることにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注2）が確保されること。

（4） 光環境の確保、照度の適時点検

防犯灯及び道路照明灯の設置にあたっては、農地や周辺住宅への光の影響にも配慮し、適切に配置されるとともに、適時、照度の点検が行われること。

（5） 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

2 公園

（1） 見通しの確保

ア 見通しに配慮した植栽の配置、点検及び維持管理

植栽は、周辺道路から公園内への見通しが確保された配置とし、適時点検が行われ、枝葉のせん定を行う等の措置がとられていること。

イ 見通しに配慮した柵及び出入口の配置

柵は、周辺道路から公園内への見通しが確保された構造及び配置とし、公園内から2方向への避難が可能な出入口が設置されていることが望ましい。

ウ 見通しに配慮した遊具の配置

遊具は、極力死角を作らないものを選定し、周辺から見通すことができるように配置されていること。

（2） 防犯設備の設置

公園内に防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

（3） 明るさの確保

ア 道路、隣接する施設等公園周辺の状況を考慮し、必要に応じて、園路や広場等に公園灯等を設置し、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注2）が確保されていること。

イ 照明を妨げない植栽の維持管理

植栽が公園灯等の光を遮らないように適時点検が行われ、枝葉のせん定等が行われていること。

（4） 便所を設置する場合の配慮事項

ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。

イ 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（※注3）が確保されていること。

ウ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、非常ベル等（※注4）が設置されていること。

（5） 避難・通報場所の確保

公園周辺には、「こども 110 番の家」（※注5）など、非常時の避難・通報場所を確保するよう努めること。

3 自動車駐車場

（1） 見通しの確保及び区分等

ア 自動車駐車場の外周は、さく等により周囲と区分し、その設置にあたっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲から見通しが確保される構造とすること。

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において外部から内部を見通すことがきる開口部を確保すること。

ウ 見通しが悪い場内において、死角が多い箇所にミラーを設置すること。

エ 自動車駐車場に屋根をかける場合には、上方への足場とならないような構造、形態及び配置とすること。

（2） 出入口の管理等

ア 自動車駐車場の規模に応じて、出入口には、自動ゲート管理システムが設置され、又は管理人が配置されるなどにより、車両の出入りを把握するとともに、防犯カメラ等の防犯設備を設置し、又は管理人を常駐し、及び巡回させ、場内の状況を把握すること。

イ 夜間等営業時間外には、出入口にチェーン等を設置することにより、不審者等の無断駐車を防止すること。

ウ 夜間において不審者を威嚇し、及び出入口付近を視認するために、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明の施設を設置すること。

エ 設置者及び管理者は、利用者に対し、看板、貼り紙等により防犯のための広報を実施すること。

（3） 明るさの確保等

ア 地下又は屋内の自動車駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注2）を確保すること。ただし、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 施設内及び屋外照明の設置にあたっては、周辺地域への光の影響にも配慮し、適切に配置すること。

4 自転車駐車場

（1） 見通しの確保及び区分

ア 自転車駐車場の外周は、さく等により周囲と区分し、その設置にあたっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲から見通しが確保される構造とすること。

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において外部から内部を見通すことがきる開口部を確保すること。

ウ　見通しが悪い場内において、死角が多い箇所にミラーを設置すること。

エ　自転車駐車場に屋根をかける場合には、上方への足場とならないような構造、形態及び配置とすること。

（2）　出入口の管理等

ア　自転車駐車場の規模に応じて、管理人を常駐し、及び巡回させ、又は管理人が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置するなどして、場内の状況を把握すること。

イ　盗難防止のため、チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置すること。

ウ　夜間において不審者を威嚇し、及び出入口付近を視認するために、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明の施設を設置すること。

エ　設置者及び管理者は、利用者に対し、看板、貼り紙等により防犯のための広報を実施すること。

（3）　明るさの確保等

ア　地下又は屋内の自転車駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注2）を確保すること。ただし、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ　施設内又は屋外で照明を設置する場合は、周辺地域への光の影響にも配慮し、適切に配置すること。

附　則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

（注1）「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施
設の一つである。

（注2）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

（注3）「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

（注4）非常ベル等は、防犯以外の目的も含むことから「防犯ベル等」と区別する。例えば、公園の便所内で急に体調が悪くなった場合等における使用も想定している。

（注5）「こども 110 番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

住宅の犯罪の防止に関する指針

第1　通則

1　目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第24条第1項の規定に基づき、住宅（一戸建住宅、長屋建住宅（※注1）及び共同住宅（※注2）をいう。以下同じ。）における犯罪を防止するために必要な整備及び管理に関する方策を示し、防犯性の高い住宅を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2　基本的な考え方

（1） この指針は、建築主等（住宅を建築する建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）に対し、防犯性を向上させるにあたり配慮すべき事項、防犯性向上のための具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（2） この指針の運用に当たっては、建築関係法令及び建築計画上の制約等に配慮し、住宅の建築主等による対応が困難と判断される項目については適用しない。

（3） この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3　防犯の基本原則

住宅及びその敷地内において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、住宅の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

（1） 周囲からの見通しの確保〈監視性の確保〉

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

（2） 居住者の共同意識の向上〈領域性の強化〉

居住者がコミュニティの形成、環境の維持管理及び防犯活動を活発に行うことにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

（3） 犯罪企図者の接近の防止〈接近の抑制〉

塀、門扉等を設置することにより、犯罪企図者の侵入を抑制し、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

（4） 部材、設備等の強化〈被害対象の強化による被害の回避〉

犯罪企図者による破壊、侵入が困難な防犯性能の高い建物部品等を使用することにより犯行を断念させ、被害を回避する。

第2　一戸建住宅及び長屋建住宅

1　敷地内の配置及び動線

（1） 配置

ア　プライバシーの保護に配慮しつつ、できるだけ周囲から見通しが確保できるようにすること。

イ　塀、門扉等を設置することにより、犯罪企図者が、物理的・心理的に侵入しにくいものとすること。

（2） 動線

動線計画にあたっては、敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し、又は発見しやすくするよう、建物、塀・柵等の配置を考慮すること。

2　開口部

（1） 玄関

ア　位置

周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ　玄関扉

防犯建物部品等（※注3）の扉（枠を含む。）であること。

ウ　玄関扉の錠

（ア） 防犯建物部品等の錠であること。

（イ） 主錠の他に補助錠を設置すること。

エ　玄関扉のドアスコープ、ドアガード等

（ア） 玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置すること。

（イ） 玄関扉は、錠の機能を補完するドアガード（※注4）等を設置すること。

（ウ） 住戸内と住戸玄関の外側との間の通話機能を有するインターホン又はドアホンを設置すること。なお、監視機能を有するカメラ付インターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

（2） 窓

住宅の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）については、法令等に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具が設置されていること。

（3） 勝手口

勝手口を設置する場合は、周囲からの見通しが確保されることが望ましい。

また、勝手口の錠は、防犯建物部品等の錠であること。

（4） バルコニー

ア　配置

住宅のバルコニーは、縦とい、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入することができない位置に配置すること。やむを得ず縦とい等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ　手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止、構造等において支障のない範囲で、見通しが確保された構造のものとすること。

3　屋外

（1） 駐車場、自転車置場及びオートバイ置場

駐車場、自転車置場及びオートバイ置場は、周囲、玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置するとともに、照明設備の設置及び盗難防止の措置等を講じ、屋根を設ける場合には、侵入の足掛かりとならない構造、形態及び位置とすること。

（2） 物置、塀、生垣等

物置、塀、生垣等は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

（3） 空調室外機、配管、縦とい等

空調室外機、配管、縦とい等は、侵入の足掛かりにならないよう配慮すること。

（4） 照明設備

夜間における不審者への威嚇及び居住者の周囲の様子の視認ができるように、玄関付近等へ常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明を設置すること。

第3　共同住宅

1　敷地内の配置及び動線

（1） 配置

ア　プライバシーの保護に配慮しつつ、できるだけ周囲から見通しが確保できるようにすること。

イ　塀、門扉等を設置することにより、犯罪企図者が物理的・心理的に侵入しにくいものとすること。

（2） 動線

動線計画にあたっては、敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し、又は犯罪企図者を発見しやすくするよう、建物、塀、柵等の計画に配慮すること。

2　共用部分

（1） 共用出入口

ア　配置

共用出入口は、周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講ずること。

イ　共用玄関

共用玄関は、各住宅と通話可能なインターホン及びオートロックシステム（インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下「オートロックシステム」という。）を導入することが望ましい。

オートロックシステムが導入されている場合は、共用玄関以外の共用出入口は、自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されていること。

ウ　照明設備

共用玄関は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（※注5）を確保すること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（※注6）を確保すること。設置に当たっては、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意すること。

（2） 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

（3） 共用メールコーナー

ア 配置

共用メールコーナーは、共用出入口、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 照明

共用メールコーナーの照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（※注5）を確保すること。

ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとすること。また、共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（投入口を玄開扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。）とすること。

（4） エレベーターホール

ア 配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施すること。

イ 照明

エレベーターホールの照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（※注5）を確保すること。

（5） エレベーター

ア 防犯カメラ

かご内に防犯カメラが設置されていること。

イ 連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。

ウ 扉

エレベーターのかご内及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されていること。

エ 照明

エレベーターのかご内の照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（※注5）を確保すること。

（6） 共用廊下及び共用階段

ア 構造等

（ア） 共用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。また、各住戸のバルコニー等に近接する部分

については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすること。

（イ） 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部からの見通しが確保され、また、屋内に配置されるものについては、各階において階段室が共用廊下に常時開放されていること。

イ 照明

共用廊下及び共用階段の照明は、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（※注6）を確保すること。

（7） 自転車置場及びオートバイ置場（以下「自転車置場等」という。）

ア 配置

（ア） 自転車置場等は、周囲、共用出入口、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。屋根を設ける場合には、侵入の足掛かりとならない構造、形態及び位置とすること。

（イ） 屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から自転車置場等を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

（ウ） 道路等から見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施すること。

イ 盗難防止措置

自転車置場等はチェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 照明

周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（※注7）を確保すること。

（8） 駐車場

ア 配置

（ア） 駐車場は、周囲、共用玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。屋根を設ける場合には、侵入の足掛かりとならない構造、形態及び位置とすること。

（イ） 屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車場を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

（ウ） 周囲から見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施すること。

イ 照明

周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（※注7）を確保すること。

（9） 敷地内通路

ア 配置

敷地内通路は、周囲、共用玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置すること。

イ 照明

敷地内通路は、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留

意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（※注7）を確保すること。

（10） 児童遊園、広場、緑地等（以下「広場等」という。）

ア 配置

広場等は、周囲、共用玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。

イ 照明

広場等には、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照明（※注6）を確保すること。

（11） 塀、柵、生垣等

塀、柵、生垣等は、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

（12） 防犯カメラ

防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制のあり方を併せて検討するとともに、記録装置を設置することが望ましい。また、見通しの補完及び照度の確保をした上、有効な位置及び台数を検討し、適切に配置すること。

（13） その他

ア 屋上

屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を常時居住者等に開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとすること。また、屋上がバルコニー等に近接する場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ ゴミ置場

ゴミ置場は、周囲からの見通しが確保された位置とすること。また、住棟と隔離されている場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置し、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（※注7）を確保すること。

ウ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置とすること。

3 専用部分

（1） 住宅の玄関

ア 玄関扉

防犯建物部品等（※注3）の扉（枠を含む。）であること。

イ 玄関扉の錠

（ア） 防犯建物部品等の錠であること。

（イ） 主錠の他に補助錠を設置すること。

ウ 玄関扉のドアスコープ、ドアガード等

（ア） 玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとすること。

（イ） 玄関扉は、錠の機能を補完するドアガード（※注4）等を設置すること。

（2） インターホン及びオートロックシステム

ア 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するインターホン又はドアホンを設置

すること。なお、監視機能を有するカメラ付インターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

イ　管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との通話機能等を有するものとすることが望ましい。

ウ　オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間の通話機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとすることが望ましい。

（3）　窓

住宅の窓については、法令等に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具が設置されていること。

（4）　バルコニー

ア　配置

住宅のバルコニーは、縦とい、樹木、駐車場、物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦とい等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること

イ　手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止、構造等において支障のない範囲で見通しが確保された構造のものとすること。

第4　住宅の管理上配慮すべき事項

1　設置物、設備等の維持管理等

（1）　防犯設備の保守点検

オートロックシステム、インターホン、防犯灯等の防犯設備が適正に作動しているかなどの定期点検を実施すること。

（2）　死角となる物の除去

共同住宅において共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し見通しを確保すること。

（3）　植栽のせん定等

植栽する場合は、玄関、窓及び勝手口が死角にならないように適切に配置し、下枝のせん定などを行い、道路等周囲からの見通しを妨げないように配意すること。

（4）　屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置する機器等は、侵入の足掛かりとならないように適切な場所に配置すること。また、火災又は放火の原因となる段ボール紙等の燃えやすいものは、敷地内又は共用部分に放置しないこと。

（5）　防犯器具等の普及

ピッキング及び破壊が困難な錠前、侵入警報・警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を進めること。

2　管理組合等による自主的な防犯体制の確立

（1）　管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

（2） 管轄警察署等との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署等との連携に努めること。

3　防犯カメラの運用について

（1）　共同住宅の防犯カメラを設置し、及び運用する者は、個人情報を保護するため、防犯カメラの管理責任者を選任した上、防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい及び画像の第三者への提供の禁止（法令に定めがある場合を除く。）、画像の盗難及び紛失の防止等安全管理の措置について運用基準を定めるように努めること。

（2） 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

附　則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

（注1）「長屋建住宅」とは、2戸以上の住宅が一連をなし、壁を共有するが、各住戸が階段、廊下等を共有しないものをいう。

（注2）「共同住宅」とは、2戸以上の住宅が連続して一連をなし、壁又は床を共有し、各住戸が階段、廊下等を共有するものをいう。

（注3）「防犯建物部品等」とは、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表している防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5 分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7 回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

（注4）「ドアガード」とは、室内から扉をわずかに開けて来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいい、ドアチェーンに比べ工具での切断に強い。

（注5）「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね50ルクス以上のものをいう。

（注6）「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

（注7）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　協議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験のある者

（2）住民の意見を代表する者

（3）関係団体の意見を代表する者

（4）防犯活動団体を代表する者

（5）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条　委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2　委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条　協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、及び会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条　会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

（庶務）

第7条　協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

（平21規則6・平25規則50・一部改正）

（その他）

第8条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成21年規則第6号)抄

（施行期日）

1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。